

平成22年第4回玄海町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成22年12月10日（金曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成22年12月13日午前9時00分			議 長	岩 下 孝 嗣 君
	散 会	平成22年12月13日午後2時43分			副議長	渡 辺 一 夫 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	山 口 定 君	○	2	脇 山 奉 文 君	○
○ 出 席	3	池 田 道 夫 君	○	4	脇 山 伸 太 郎 君	○
× 欠 席	5	友 田 国 弘 君	○	6	渡 辺 一 夫 君	○
× 不応招	7	中 山 昭 和 君	○	8	古 舘 義 純 君	○
出 席 12名	9	上 田 利 治 君	○	10	中 山 敏 夫 君	○
欠 席 0名	11	藤 浦 皓 君	○	12	岩 下 孝 嗣 君	○
会議録署名議員	2 番	脇 山 奉 文 君		1 番	山 口 定 君	
地方自治法第 121条により説 明のため出席 した者の職氏名	町 長	岸 本 英 雄 君		副 町 長	原 和 弘 君	
	教 育 長	小 柳 勉 君		会 計 管 理 者	越 路 幸 司 君	
	管 理 統 括 監	鬼 木 茂 信 君		政 策 統 括 監	井 上 雅 雄 君	
	総 務 課 長	中 里 慶 司 君		財 政 企 画 課 長	古 舘 保 弘 君	
	税 務 課 長	杉 谷 裕 子 君		住 民 福 祉 課 長	池 田 則 子 君	
	保 健 介 護 課 長	松 本 博 君		産 業 振 興 課 長	小 野 茂 行 君	
	ま ち づ くり 課 長	池 田 正 彦 君		生 活 環 境 課 長	山 口 正 廣 君	
	教 育 課 長	前 川 公 望 君				
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	光 武 俊 彦		議 会 事 務 局 係 長	山 口 照 明	

平成22年第4回玄海町議会定例会議事日程（第2号）

平成22年12月13日 午前9時開議

日程1 一般質問

平成22年第4回玄海町議会定例会一般質問通告書

質 問 者	質 問 事 項	答弁を求める者
10番 中山敏夫君	1. 玄海原子力発電の高経年化・核燃料サイクルについて	町 長
	2. 北部地域医療計画（日赤移転問題等）について	町 長
	3. 町財政計画と補助事業について	町 長
	4. 九州大学共同薬草研究事業について	町 長
11番 藤浦 皓君	1. 玄海原発1号機の老朽化問題について	町 長
	2. 町職員の採用について	町 長
	3. 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）について	町 長
	4. 有浦地区三小学校統合に関わる新校舎建設予定地選定と中学校建設予定地について	教 育 長
4番 脇山伸太郎君	1. 職員採用について	町長・教育長

午前9時 開議

○議長（岩下孝嗣君）

おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 一般質問

○議長（岩下孝嗣君）

日程1. 一般質問を行います。

質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。10番中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

ただいま許可をいただきましたので、質問の通告に従い、順次質問をいたしたいと思いません。

今回は4項目を提示しております。1番目に、玄海原子力発電の高経年化・核燃料サイクルについて。2番目に、北部地区医療計画（日赤移転問題）について。3番目に、財政計画と補助事業について。4番目に、九州大学共同薬草研究事業について。

初めに、玄海原子力発電の高経年化・核燃料サイクルについて質問をいたします。

国では菅政権が発足して半年が過ぎましたが、閣僚の発言や問責決議、尖閣問題等で、菅政権のかじ取りは先が見えないように思います。2008年のリーマンショック以来、景気の先行きは不透明で回復は見えません。エコカー減税、エコポイントでの該当する消費は伸びても、全体では低迷していると思っております。玄海町でも基盤産業である農業、漁業、商工業等、景気のいい話は全く聞きません。このままの状態が続けば、後継者への引き継ぎは難しいという話も町民から聞きます。百年に一度と言われる不況に対して、今こそ町としての政策、さらには施策、施すべき対策が求められるときだと思っております。町財源の有効な活用で町民の所得向上に努めるときだと思っております。そういう思いから町長に質問をいたしたいと思いません。

玄海原子力発電の1号機は35年、2号機は29年を経過しておりますが、1、2号機の高経年化に対する町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

中山敏夫議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、1号機、2号機の高経年化に対する考えはというお尋ねでございますが、これは本年9月の渡辺議員の一般質問の答弁と重複するかと思いますが、お許しをいただきたいというふうに思います。

玄海原子力発電所の1号機は、昭和50年10月に運転を開始し、平成17年10月で30年を経過、本年10月で36年目を迎えました。また、2号機につきましても、昭和56年3月に運転を開始し、平成23年、来年の3月に30年を経過することとなります。

原子力発電所は法令に基づいて営業運転開始後30年を経過する日までに高経年化技術評価

として、原子炉など原子力発電所を構成する機器及び構造物の経年劣化及び現状の保全活動の妥当性を評価し、新たな保守点検項目と実施時期をまとめた長期保守管理方針の策定が必要でございます。玄海1、2号機については、それぞれ高経年化技術評価を実施し、現状の保全及び長期保守管理方針を実施していくことによって、60年間の運転を仮定しても安全に運転を継続することが可能と見通しを得ております。

なお、玄海1号機については、平成15年12月に高経年化技術評価を実施し、以後10年を超えない時期ごとに再評価を実施される予定でございます。平成15年12月に実施された玄海1号機の高経年化技術評価については、平成16年3月に九州電力株式会社の評価は妥当であるとの国の評価が出されております。

2号機については、平成22年3月に高経年化技術評価の結果を国へ提出し、本年11月25日に保安規定の認可を受けております。

玄海原子力発電所は、従来から綿密な定期点検、補修や設備更新並びに厳格な運転管理により、高い安全性、信頼性が確保されております。原子力発電所の運転につきましては、今後も引き続き適切な対応により、より一層の安全性確保が図られ、運転を継続されるものと考えておりますが、いつまで運転するかについては、そのような再評価に基づいて、技術的な検討のみならず、経済性等も含めて、プラントごとの総合的な判断により決定されるものというふうに私としては考えております。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

町長が国で定められていることをお話をされました。日本では30年運転後、10年を超えない期間ごとに再評価を行うということでもあります。これはちなみに各国のことを調べておりますが、ドイツは2000年6月に政府と電力会社は長期スケジュールで段階的に閉鎖をする。フランス、電力会社は少なくとも40年寿命を確保する方針。スペインは、電力会社は40年運転を確保しつつ、50年運転を戦略的目標と設定をしている。イギリス、プラントによっては35年から50年となっている。アメリカ、多くのプラントが60年運転の更新認可申請の計画をとっておる。

そういう中で、町長は、7月7日の佐賀新聞に、高経年化に対して答弁をされております。「国の評価は60年の運転を仮定しているが、住民の不安を考えれば、長くても50年が限界だ

と思う」と話をされております。これは中部電力浜岡原子力発電所1号機は34年、2号機は32年で廃炉を決めております。国は60年と言われている中で、町長は住民の不安を考えれば、50年が限度だと思うということにつきましては、どのような思いからの50年と言われているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

確かに今、中山議員御指摘をいただいたとおりに、私としては50年をめどに高経年化を考えるのが妥当ではないかというふうに、個人的にはまず考えておりました。まず、それを1つ申し上げておきたいというふうに思います。

それから、これは当時、原子力発電所を運転するに当たって、私自身が確認したわけではありませんけれども、当時の方は30年をということでお話を伺われていたという話もお聞きいたしました。それからすれば、60年という期間は非常に倍の期間ということになります。確かに当時の部品を順次きちんとしたものに取り換えがされて、60年までは大丈夫だろうということを私は疑って50年というふうに申し上げているわけではございません。ただ、60年確かにきちんとした形で使用されればもつのもかもしれませんけれども、その安全性という部分を含めて考えれば、60年というよりも50年できっちりと炉を廃炉し、新しいものに切りかえていくということが基本的には安全性を第一に考えれば、私はそれが妥当ではないかという判断をして、そのような発言をさせていただいたということですので、御理解をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

町長がプレスの方に発表をしますと、なかなかそれならば町民の不安を考えれば50年、建設当時は30年と話をされていたということになれば、中部電力の浜岡あたりを考えていけば40年。そうすれば、また、町民の不安も軽減されるでしょう。やはり町長の言葉は大きな波及があると思います。そのような新聞報道される部分には、いろいろな思いが載れないことが多いと思いますが、やはり町民の不安を考えればと言われるような形でされると、非常にいい話かもしれませんが、逆に私としてやったら、40年でもよくないかと、そういうふう

な思いもあります。現実には、中部電力では1号機34年、2号機は32年で廃炉をしている現実もあります。ぜひこのようなことがありますので、新聞プレス等には注意をされて話をさせていただきたいし、自分の思いをはっきり言えるような形での掲示をしていただきたいと思いますようお願いをさせていただきますと思います。

次に、リプレースも同じ関連がありますので、リプレースについてもお伺いをいたしますが、このリプレースということについては、現在の原子力の跡につくる原子炉のことを私は言うと思っているわけですが、このリプレースについての町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

リプレースについての考えはということでございますので、お答えをしたいと思います。

リプレースについて国の方針といたしましては、原子力委員会が平成6年6月24日に原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画において、原子力施設の廃止措置については、原子力施設設置者の責任のもと、安全確保を大前提として、地域社会との協調を図りつつ進めることが重要であり、このために必要な技術開発を進めていきますと。商業用発電炉の廃止措置については、原子炉の運転終了後、できるだけ早い時期に解体撤去することを原則とし、解体撤去後の敷地利用については、地域社会との協調を図りつつ、原子力発電所用地として引き続き有効に利用するとしているところでございます。

国内における原子力発電所の廃炉に伴うリプレース計画は、日本原子力発電所の敦賀原子力発電所1号機、関西電力の美浜原子力発電所1号機、中部電力の浜岡原子力発電所1、2号機の3発電所で計画がされているところでございます。また、総合資源エネルギー調査会は、実用発電用原子炉施設の廃止措置にかかわる安全確保及び安全規制の考え方について、平成13年8月2日に取りまとめた中で、系統除染、安全貯蔵、解体撤去の3工程分割による廃止措置に要する期間として、昭和60年の原子力部会報告で約15から16年と想定をしているところでございます。ついては、その後の知見も踏まえつつ、具体的な完了期限については30年程度を一応の目安とするとしており、解体撤去から跡地利用までにはかなりの期間を要するものと考えておるところでございます。

なお、玄海1号機、2号機をいつまで運転するか、そして、さらに、リプレースするかについては、九州電力株式会社が運転継続の経済性や地球環境問題の動向を考慮し、総合的な

経営判断により決定されるものと考えております。

しかし、いずれにしましても、安全性を最優先にして決定していただくように、私としてはお願いをしていきたいと考えているところでございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

今、町長のお話を聞けば、国の方針かなと思います。先月、11月18日に財団法人電源地域振興センターでの原子力対策特別委員会で、財団法人原子力安全研究会研究参与の川上豊氏の講演を聞きながらリプレースのことについて説明を受けました。そのときの話が浜岡1、2号機のリプレースのことだったんですが、浜岡では1、2号機の廃炉をしながら、別のところに新しくつくっている、これをリプレースと私は言うのかなということもお伺いしたわけですが、現在の玄海原子力発電所の1号機、2号機は、この浜岡よりも長く運転をしております。そういったことを考えていけば、もし、浜岡の例をとった場合に、玄海原子力発電所の1号機、2号機のほかのところに建設する用地があるとお思いでしょうか。また、リプレースについては、町長としては、浜岡のように、現在建設されてあるところに建てるべきなのか、建てないべきなのか、その点について町長にお伺いいたします。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

リプレースについては、確かに今議員御指摘をいただいたように、本来、リプレースというのは、言葉の意味からすれば、同じ場所にやはり新しいものをつくりかえるという意味だというふうに私も思っておりましたけれども、今、中山議員から御指摘をいただいたとおりに、私も一緒に勉強会に参加させていただいて、そのように川上先生からお聞きをして、ああ、そういう形も今の状況ではリプレースという表現になっているんだなということを再確認できました。

ただ、今、議員御指摘をいただいたように、玄海1、2号機において、それがどのような形になれるのか、それから、どの程度の面積が必要なのかということが、私には明確にまだわかっておりませんので、もちろん九州電力さん、電力会社のほうともそこら辺については再度勉強会なりをさせていただいて、しっかりとどういう形のものが一番いいのか、どうい

う形で考えておられるのかを確認しながら、私としては決定をしていくものだろうというふうに考えております。

ただ、先ほど答弁申し上げましたように、30年程度を一応めどとするという国の考え方がございます。そうすれば、現在の知見から考えれば、30年が、例えば、廃炉をして40年間は扱えない、30年間は扱えないという状態で、どのような形でつくりかえられるかというのは、今、私が発言をしますと、あくまで私の想像になってしまいますので、今のところ、明確なお答えをそれについては差し控えさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

私としては町長がどういうふうな考えを持ってあるかなということでお伺いをしているわけですが、このリプレースについても、町長は、建設には10年かかる、新しい原発をつくるのにですね、任期中に建設の是非を十分考える議論をし、一定の方向性を示したいと、そういうふうに話をされております。そうなれば、今のようなことが出てくると思いますが、任期中にということに対して、町長が思いはあっても、あくまでも九州電力の考えだと思っておりますが、これも町長の思いで言われたのか、九州電力との協議をされて任期中に一定の方向性を示したいのか、その点についてお伺いしたいと思っております。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

任期中に協議をしたいと申し上げましたのは、私個人の思いでございまして、九州電力と協議をした上でそのような発言をしたわけではございません。ただ、核燃料サイクルの進捗状況を考えますと、私としては一定の協議、議論を特に私の中では議会の皆さん方としっかりと議論をし、そして、それを町民の皆さんに公開をして、しっかりとした形で、私の任期中と申し上げましたのは、この4年間の間の中でしっかりと将来についてはどうあるべきだなど、どうあったらいいかなということをお示ししたいということで申し上げたところでございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

やはり町長が言われると、そういう話ができているのかなと思いました。一個人としても新聞報道をされれば、やはりリプレース、そういったことを勉強していく中で九州電力の敷地内に建設が可能なのか、また、別なところに新しく5号機を建設の考えがあるのか、その辺についても地域は大きな関心があると思います。

そういう思いから町長にお伺いをしているわけですが、任期中に話をする、そういった中に、もう1点だけお伺いしたいのは、九州電力からお話があつてから話をされようと思っておられるのか、町長から九州電力に対してどのような思いがあるのかと、町長のほうからお伺いをするような考えを持っておられるのか、この点については、それをお伺いしたいと思います。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

この件については中山議員もよく御承知かと思えますけれども、私から申し上げれば、いかにも私のほうで、新聞報道でごらんいただいたように、玄海町は誘致するのかということと以前私が取り上げられたこと御記憶だと思います。と同時に、逆にこれは九州電力さんから声がかかって、考えるという形をとらせていただくと、今度は九州電力の言いなりになったのかと言われかねないなということがありますので、私としては十分に、先ほど申しあげましたように、私自身もしっかりと勉強、学習をさせていただいて、それから、九州電力さんともそういったことをどうするのかというお尋ねではなくて、しっかりと両方で勉強会なり、学習会させていただいて、これは当然、議会の皆さん方とも御一緒に勉強させていただいた後に、一定の判断をさせていただくということで考えていきたいと今思っているところでございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

そう言われれば、九州電力のほうから来られるかもしれませんね。

先ほどお話をしたように、住民の不安を考えればという町長の答弁でした。それならば、この1号機、2号機の廃炉、リプレースについても、住民の不安を考えて対応をしていただ

きたいと、そのように要望して次に移りたいと思います。

先ほど町長も答弁をされましたが、核燃料サイクルについてということで質問させていただいております。非常に国の方針でも滞っているわけですが、町長としては、この核燃料サイクルについてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

核燃料サイクルについての考え方をお答えしたいと思います。

核燃料サイクルについて、政府は平成15年10月7日にエネルギー政策基本法に基づいて、エネルギー基本計画を閣議決定をし、同日、国会に報告をしました。その中で原子力発電所から出る使用済み燃料を再処理し、有用資源を回収して再び燃料として利用するものであり、供給安定性等にすぐれているという原子力発電の特性を一層改善するものである。このため我が国としては核燃料サイクル政策を推進することを国の基本的な考え方としており、これらのプロセスの一つ一つに着実に取り組んでいくことが基本となるとされております。

そのような中で、核燃料サイクルをめぐる最近の動きとして、プルサーマルについて、議員も御承知のとおり、九州電力玄海原子力発電所、それから、四国電力伊方発電所、それから、福島第1発電所で既に運転を開始しておるところでございます。

さらに、核燃料サイクルの一つである日本原燃株式会社の六ヶ所再処理工場につきましては、技術的に解決困難な問題はなく、日本原燃が全社を挙げて適切に課題解決に取り組むことによって、確実に竣工できる見通しが立つものと考えております。これはこの間、2年間延期したということに対してのことでございますが。

それから、エネルギー資源に乏しい我が国にとっては、将来にわたって安定をし、エネルギーを確保していくためには、使用済み燃料を再処理して、プルトニウムやウランを回収し、再び燃料として使用する核燃料サイクルの確立が、ウラン資源の有効利用及び廃棄物低減の観点から、核燃料サイクルは不可欠であると考えているところでございます。この考え方については、国との考え方と私も同じように考えておるところでございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

私も先月の全国立地市町村のサミットに出席をさせていただきました。この中で核燃料サイクルの分野のほうに私も分科会に出席をさせていただいて、私も話をさせていただきました。最終工程の高レベル廃棄物を処理するためのガラス固化体をつくるガラス溶融炉でトラブルと。そういう中で、このガラス溶融炉が今の規模よりも温度を高く炉を変更しなくてはならなくなれば、佐賀新聞では、この計画は10年延びると、そのようなお話も分科会でさせていただきました。

そういう中で、国としてはやはり国の国策であれば、この核燃料サイクルの推進を図る中で、国がもっと先頭に立って進めてもらいたいと、そのように経済産業省資源エネルギー庁の核燃料サイクル産業課課長にも私は質問をさせていただきました。町長が言われるように、私はMOX燃料を入れたプルサーマルをするに当たっても、事業者の事故もない事象的なものの中での判断を私はさせていただきました。

そういう中で、この核燃料サイクルが滞っている中で、町長は12月2日の新聞報道で、MOX燃料について一定の方向性を示さなければ、これ以上MOX燃料を受け入れないと言われましたが、この点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

私の発言は一定の方向を示さなければという表現をさせていただきましたけれども、これも議員御承知のとおりだと思いますが、再処理工場が2年間も延びたことについて、詳細な説明が国から、私は明確に受けたという印象をその当時持っておりませんでしたので、もう少しやはり国が国民に向けて、今、これも議員が御指摘をいただいたように、しっかりと広報をすべきではないか、説明をすべきではないかということも踏まえて、これ以上説明がなかったり、それから、状況の将来にわたっての計画のしっかりとした発表がなければ、我々立地町としてはなかなか受けがたいことであるなど。それが実は説明を事前に受けることが十分に我々にとっては安全や安心を与えることにつながってまいりますので、そのことを国に対して私自身も実は要望をしてまいりました。ですから、今後、国の動向を見させていただきながら、と同時に、さらなる広報を国には要望し続けていきたいと考えているところでございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

ぜひそのようにお願いしたいところです。

使用済み燃料の再処理、町長が今言われるように、申請時から18回目の延長で今回は2年間の延長にもなりました。最終処分の決定も至っておりません。そういう中で、立地した町民としては、どのようになるのかなという不安はいっぱいあると思います。私たち立地の議員といたして、一個人といたしましても、町民のそういった不安を除くためにも勉強をし、また、話をしていかななくてはいけないと思っております。町長が今言われるように、国にはそのような方針をぜひとも発言をされて、安心を町民に与えるために説明をしていただきたいと、そのように願っております。そのような行動を続けていただきたいと思っております。

また、その折に、その担当課長は地元へと自分は幾度と足を運ぶと、そのように言われましたので、ぜひそういった機会があれば、町長からも国のほうを呼んで説明会等を開いていただきたいと、その辺を要望いたしておきます。

次に、玄海原子力発電所の使用済み燃料の現在の許容量等あたりはどのようになっているのか、町長にお伺いいたします。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

玄海原子力発電の使用済み燃料の貯蔵についてお答えをしたいと思います。

玄海原子力発電所の平成22年9月末現在における使用済み燃料貯蔵量は約1,700体で、玄海原子力発電所の1号機から4号機までの管理容量は2,442体でございます。使用済み燃料貯蔵設備の管理容量超過年は、青森県六ヶ所村の日本原燃株式会社の再処理施設への計画的な搬出ができた場合は2040年ごろまで、計画的な搬出ができないと仮定をした場合は2014年——これはもう平成26年でございますが——ごろと想定されております。

なお、九州電力では、玄海原子力発電所において使用済み燃料貯蔵設備の貯蔵余裕を確保するために、3号機の使用済み燃料貯蔵能力を増強する計画がされ、平成22年2月に事前了解願及び原子炉設置変更許可申請が出されております。現在、国において安全審査中でございます。この工事が完了した場合は、再処理施設への計画的な搬出ができた場合には2050年ごろ、計画的な搬出ができないと仮定をした場合は2020年ごろまで延びるというふうに想定

されております。

使用済み燃料の処分、貯蔵に対する考え方は、原子力発電所で発生する使用済み燃料について、発電所内で冷却、貯蔵した後、基本的には再処理施設へ計画的な搬出を行うこととされております。

なお、原子力政策大綱において、中間貯蔵施設は使用済み燃料が再処理されるまでの間の時間的な調整を可能とし、核燃料サイクル全体の運営に柔軟性を付与する手段として重要であると示されていることから、九州電力においても、将来、使用済み燃料貯蔵対策の一つとして、中間貯蔵施設が必要になると考えているというふうに聞いております。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

中間貯蔵のお話も今出ましたが、リラッキングをしたのでも2020年と、六ヶ所村が滞れば2020年が限度だということであります。

中間貯蔵について町長も重要であるとお話をされました。これは当時の話ですから、資料を持っていたもので質問させていただきますが、平成19年6月18日にむつ市に行ったときのことですが、町長はMOX燃料装荷のプルサーマル計画と中間貯蔵施設をセットで考えているとお話をされた経緯があります。さらに、中間貯蔵施設誘致に関する準備をするのが妥当と、平成19年6月20日の佐賀新聞で報道をされました。そのときの新聞報道について、唐津市長は大変遺憾に感じていると、そういった強い口調で述べられたということが報道されております。この件について、次の質問になるわけですが、町長の中間貯蔵についてのお考えはどのようにお考えでしょうか。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、中山議員に御指摘をいただいた平成19年の発言については、もう3年前になりますけれども、十分に経緯は中山議員も御承知のとおりだというふうに思いますので、それについては説明を省かせていただきたいと思います。

中間貯蔵についての御質問にはお答えしたいと思います。

このことについては、実は9月の藤浦議員さんへの一般質問答弁と重複をいたしますけれ

ども、御了承いただきたいと思います。

六ヶ所再処理工場の竣工が平成22年9月から平成24年10月へ延期されたところでありまして、再処理工場が竣工いたしまして、フル稼働したとしても、年間800トンの処理能力しかございません。それに対して、全国の原子力発電所から出る使用済み燃料は年間約1,000トンであると言われておりますので、再処理工場が順調に稼働してもふえていく計算になります。先ほど使用済み燃料の貯蔵についての御質問の折に御答弁申し上げましたけれども、六ヶ所の再処理施設のプールへの計画的に使用済み燃料を搬出できたとしましたら、2040年ぐらいまではプールの中で保管できることとなっております。しかしながら、全く搬出ができなくなりますと、あと4年ぐらいで貯蔵容量を超えることとなります。現在計画されている玄海3号機のリラッキング工事が完了しても、処理能力を超えて発生する使用済み燃料の貯蔵に対しては追加の貯蔵施設が必要となると考えております。

したがって、私も核燃料サイクルの一環として中間貯蔵施設は将来にわたり必要であると考えているところでございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

中間貯蔵は必要だということではありますが、そこで、町長にお伺いしたいのは、これもちょっと浜岡の原発の廃炉について、現在リプレースをされているわけですが、廃炉にするには約10年近くは据え置くと、それから約30年近くかかるような計画と国ではなっております。そういう中で、浜岡原発の中では1、2号機の使用済み燃料を乾式の貯蔵施設をするように計画されて今行っておられます。玄海町でもそういうことを考えた中で、1号機、2号機を廃炉にした場合に、やはりリプレース等をした場合にもその使用済み燃料の貯蔵施設が要る、または、今後のことを考えれば、中間貯蔵を考えなくてはならない。そうならば、九州電力の敷地内に可能なのか、やはり敷地外でないとできないのか、または、玄海町で誘致するのがいいのか、さらには、隣接の唐津市にするのがいいのか、非常に町長は答弁は苦しいと思いますが、その点について町長のお考えをお伺いします。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、中山議員に優しく心を表現していただきましたけれども、大変苦しい答弁になろうかと思えます。今、御指摘をいただいたとおりに、実は廃炉をしますと、今御指摘をいただいたとおりのような確かに時間がかかります。それに加えて貯蔵庫を確保するという一つのルールといいますか——の中で電力会社も考えていかなければいけない。しかも、核燃料サイクル計画の中にしっかりとのっつた形で進められていくものというふうに私としては考えておりますけれども、現実それがどこに建設をされ、そして、どういう形でされるかということについては、現時点では私としても明確に答弁ができかねますので、しっかりといろんな形を想定しながら、私は私なり、それから、議会の皆さんとも一緒になって議論をさせていただきながら、将来の幾つかのシミュレーション的な考え方というのは今後やっていくべきではないかなというふうに考えております。

ただ、今、この時点で明確にどのように誘致をしだとか、時間をどれぐらい経過させて待っておこうかというような具体的な発言については、現時点ではお答えできませんので、その点については了承いただきたいというふうに思っております。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

町長の答弁はわかります。しかしながら、私としても町民の不安を考えればと町長が言われたように、町民の不安を考えれば、聞かなくてはならない、または、今後どうなるのかなという思いの中で町長にお伺いをしております。むつ市の中間貯蔵の折には、唐津市長は大変遺憾だと話をされておりました。今でもそういう気持ちがあれば、逆を返せば、玄海町にしかできない。今の市長がそういった感じを持っていなければ、唐津市も候補地に上がるのかな思っております。

いずれにしろ、これは避けては通れないことだと思っておりますが、町長には万全な対応をしていただきたいし、そういう中で町民の不安を払拭していただけるように努力をしていただきたいと要望して、この件については終わりたいと思います。

2番目に、北部地区医療計画、日赤移転について、この地域医療センターエリアについてはどのような計画なのか、町長のほうから町民にもわかりやすく説明をしていただきたいと思えます。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

地域医療センターエリア計画についてお答えをしたいと思います。

佐賀県における地域医療再生計画として、北部医療圏の計画が立案をされておりました、同計画におきましては、地域医療センターエリア整備としまして、唐津赤十字病院の移転新築による新病院の整備とともに、県及び市の医療施設整備が上げられているところでございます。

地域医療再生計画につきましては、平成21年度から25年度までの計画となっているものでございまして、唐津赤十字病院については築後約30年が経過をしております。施設整備等の老朽化等によることに伴って、同病院の移転新築について計画がされ、25年度末までには着工をめどとして進めていくこととされております。

地域医療センターエリア整備構想につきましては、将来にわたり持続可能で安定した医療体制の整備を図る観点から、唐津赤十字病院移転新築を核としたエリア内で1次医療、3次医療、災害医療に対応できるような救急医療センターの移転整備、緊急被爆医療施設の整備、休日対応薬局の整備、休日歯科センターの整備、病院群輪番制病院等の設備整備及びドクターヘリ離発着施設等の整備を図っていくこととしている事業でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

玄海町としても、大きな問題だと思っております。そういう中で、救急医療センターも移転とありますが、その点についてはどのような形になるのか。また、候補地については新聞でも報道がされております11カ所が選定をされておりますが、今後はどのような形になるのか。私がずうっと新聞を見ている中では、松浦河畔公園が24ヘクタール、九州電力火力発電所の跡地が22ヘクタール、佐志埋立地が約8ヘクタール、今、日赤からの要望は4ヘクタールを要望されているようですが、将来の建てかえについても1ヘクタールついた中での4ヘクタールということで話が出ております。

そういう中で、候補地についてはどのようなになっているのか、または、救急センターについてもどうなっているのか、移転がですね、なぜこの候補地をとということについてお伺いしているのは、県のほうから唐津市へ12月までに方向性を出さないといけないという通達が

あつていると新聞でも報道がされております。そうなれば、候補地が12月までに決まるということになると思います。唐津市の対応が遅い中で、11月にその委員会を設けてあるようですが、この候補地、または現在の唐津救急医療センターの移転についてはどのようなことになるのでしょうか。町長にお伺いいたします。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

候補地のお話を今お尋ねいただきました。これについては私どもも非常に大変大きな影響がございますので、地域の関係機関が一体となって地域医療体制の維持向上に取り組むことを前提に、地域の医療機関の役割分担の明確化、特に緊急医療における役割分担を明確にして円滑に運用するため、消防等の関係機関も含めた連絡会議を設置することといたしまして、北部医療圏地域医療支援協議会が設置をされて、玄海町から原副町長、鬼木管理統括監及び長尾区長会長がその委員に委嘱をされ、原副町長は協議会の副会長、これは協議会の会長さんは唐津市の吉田副市長さんでございますけれども、そういう役職についておるところでございます、その中で今協議がされておるところです。

協議会の下部組織として6つの作業部会を設けまして、実務者クラスの各部会においてそれぞれの課題、懸案事項について検討をして、全体会議で協議することになっております。現在までに協議会、部会を開催しておりますが、事業計画、今後のスケジュールに合わせて、唐津赤十字病院移転新築を主体とした地域医療センターエリア構想について検討をしているところでございます。

センターエリア構想につきましては、唐津赤十字病院移転新築に合わせて整備をする方針のもとに計画をされるもので、それに応じた面積も当然必要でございます。これは議員今御指摘をいただいたとおりに、予定されている面積については約4万平米、現在の敷地面積は実は2万2,000平米しかございません。ですから、この4万平米は当然必要だろうと言われておまして、唐津赤十字病院より、実は唐津市に用地の確保を依頼されておるところでございます。

このことにつきましては、もう既に御承知かと思っておりますけれども、新聞による報道等にも取り上げられておりましたけれども、唐津市において検討対象地について検討がされ、12月6日の協議会において11カ所の検討対象地が示されて、その後、つい先週の金曜日です。12

月10日ですが、この協議会において民有地である農地を除くなど、現在、6カ所の検討対象地に絞られている状況でございます、選定検討最中の段階でございます。

このことにつきましては、緊急医療を担う病院であること、交通アクセス面の道路状況等を含めてから判断されることになろうと思っておりますけれども、本町としましては、できるだけ玄海町のアクセスのいいところにとの希望を持って話をしているところでございます。

それから、緊急医療体制についても、今、中山議員お尋ねをいただきました。これは平成20年4月の佐賀県が策定をした佐賀県保健医療計画の中で、唐津市及び玄海町は北部保健医療圏として位置づけられておりまして、唐津赤十字病院は北部医療圏における公的役割を担う中核病院でございまして、地域救命救急センター、これは平成21年4月に指定を受けておりますが、それから、地域医療支援病院、地域がん診療連携拠点病院、地域災害医療センター、緊急被爆2次医療機関、第2種感染症指定医療機関等の医療を担うこととなります。北部医療圏は県内5保健医療圏の中で、圏域外にある佐賀市や福岡市との高度医療機関まで約50キロメートルも離れておるところでありまして、地域住民に良質かつ適切な医療サービスを提供するためには、緊急の場合など、ある程度の疾患はこの保健医療圏の中で完結できる地域完結型の医療体制を確保しておくことが必要であると思っております。

したがって、中核病院として公的役割を期待されている唐津赤十字病院が今の機能をより充実していくしかない状況にあることは言うまでもございません。

初期救急医療、これは1次救急医療としましては、唐津救急医療センター及びかかりつけ医等が行いまして、2次救急医療につきましては、6つの病院が病院群輪番制病院に取り組んでおりますが、内科について3院、1つは河畔病院、済生会病院、唐津医療センター、外科については5病院、これも河畔病院、済生会病院、副島整形外科病院、平川病院、城内病院、及び夜間救急外来診療体制整備事業による緊急告示病院が担っております。3次救急医療につきましては、先ほど申し上げましたが、平成21年4月から唐津赤十字病院が地域救命救急センターに指定されておりまして、対応しているところでございます。唐津赤十字病院では、当直以外の診療科でもオンコール体制で救急医療を提供していますが、平成20年では2,111件と、県内救急搬送件数の40%を受けている状況でございます。勤務医に過剰な負担となっている状況でもございます。1次、2次、それぞれの緊急医療関係の役割について、住民の認識が不十分なため、住民が軽症であっても、安易に直接、高次の唐津赤十字病院を受診している現状があるというふうに言われております。消防救急搬送体制の連携、患者の

分散に2次救急医療病院の果たす役割は、救急医療の確保において極めて重要でございます。したがって、救急医療体制を確立するためにも、センターエリア等の整備を図り、体制を維持向上していくために、本町及び唐津市の財政支援等も必要不可欠であると考えているところでございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

この問題は、玄海町の緊急医療体制についても大きな問題だと思っております。緊急救命、ドクターヘリ等も設置されるように聞いております。日赤からは佐賀、福岡への高次医療機関搬送へのアクセスが重要ということで話が出ております。そうなれば、玄海町から遠のく、そういった形ではないかと思っております。やはり玄海町としては話はしていると言われる中で、副町長が参加をされていると聞きましたが、やはり原子力の施設もこの北部医療圏の中には入っております。そうなれば、福岡へのアクセスも重要かもしれませんが、原子力についても重要なエリア区域ではないか、さらには離島も含んでおると、そういったことを考えていけば、本町から出席されてある委員さん方にも、ぜひとも本町に近いような提言をしていただくことが、地域にとっても、また、原子力を抱えている玄海町としても本当ではないかと思いますが、その点について、もう少しそのような言葉でやっておられるのか、そういったことを再度お伺いしたいと思います。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今ほど私も中山議員の御質問にお答えをしましたが、先ほどから協議会に私ども副会長として原副町長が参加をさせていただいておりますので、当人がおりますので、当人に答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩下孝嗣君）

原副町長。

○副町長（原 和弘君）

中山敏夫議員の質問にお答えいたします。

私もこの協議会に副会長として参加させていただいておりますが、先週の金曜日の協議会

におきまして、候補地の選定についてお話し合いをしているところでございますが、その中で私といたしましては、医療機関が乏しい玄海町といたしましては、救急患者を一分一秒でも早く搬送できるアクセスのよい場所に唐津赤十字病院を移転してほしいと考えておりますということで希望を述べさせていただいております。

ただ、先ほど議員おっしゃられましたとおり、唐津赤十字病院だけでは医療が完結できない、佐賀、そして、福岡のほうの医療機関に頼るべきところもでございます。また、今年中に候補地を選定しなければいけないということで、用地の確保についても非常に問題がございます。ですので、玄海町といたしましては、できるだけ玄海町にアクセスのよい場所に移転してほしいという希望を持っておるといことはお伝えしておりますが、そのような他県、もしくは他医療圏への搬送ということも考えながら、また、用地確保ということもかんがみながら、今後協議会において候補地については選定していくことになるかと思っておりますので、希望は申し上げますが、そのことも踏まえて今年中には選定地はある程度絞られるものだと考えております。

以上でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

やはり日赤のほうとしては、3次医療、高次医療ということになれば、福岡県、そういったアクセス道路ということはわかります。しかしながら、高次医療に行く場合は、急を要することも多いとは思いますが、頻度としては生命に係ることですから、頻度にするわけにはいかないと思っておりますが、やはり救急で通う、利用をするということになれば、玄海町、また隣接ではないかと思っております。福岡へのアクセスを重要、高次医療を重要と言われるときにはそうなるでしょう。しかし、副町長も地域から選出されて会議に臨んでいる中では、ぜひとも原子力を抱える中、また、医療機関が乏しい玄海町として、玄海町に近いところをぜひとも選定に強く、希望でなくて、要望していただきたいと、その辺を副町長さんをお願いをしておきたいと思っております。

そういう中で、財源については双方で120億円とあります。25億円は国からということで聞いております。北部と西部ともに25億円ということになっておりますが、そういう中で、これも25年度着工できないと、25億円は返還しなくてはならない。非常に厳しい今の北部地

域の医療計画だと思っております。この120億円に対して、国は25億円、そうなれば、玄海町からはどのようになるのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

財源についてのお尋ねでございますが、唐津赤十字病院につきましては、築後約30年が経過をしております、施設整備の老朽化や規格のふぐあいなど、医療サービスを提供するには非効率的な状況であることから、先ほども申し上げましたけれども、新たに移転新築をし、地域医療センターエリアの核として整備するとしているものでございます。

医療機能の強化としまして、救急医療におきましては、地域救命救急センターのCCUの充実、それから、周産期医療においては地域周産期母子センターに対応した施設の整備、がん医療においては緩和医療の充実等を図ることとされております。また、医療従事者研修施設の整備、同施設には災害時の被災者収容施設や救護所といった災害医療のセンター機能を備え、当医療圏については県内外の3次救急医療機関まで約50キロメートルと離れていること等から、ドクターヘリが離発着できるヘリポートを整備し、緊急搬送、救急患者等の受け入れに対応できる整備を図ることとされております。

施設の規模につきましては、病院本棟延べ床面積約2万2,800平方メートル、医療従事者研修施設延べ床面積1,200平方メートル、ヘリポート3,000平方メートル等ではありますが、事業費としましては約120億円と見込まれておまして、その財源としては、交付金基金約15億円、国庫約15億円が予定をされております。この国庫等の特定財源を除いた分、つまり30億円を除いた分、約90億円が事業者負担となるわけでございますが、これまでの唐津赤十字病院にかかわる設備等に関しまして、地域医療支援病院として本町玄海町、唐津市及び県においても、応分の財政支援をしてきたところでございます。本件につきましても、今後協議をしながら、県等への支援をお願いもしながら、応分の財政支援はしていかななくてはならないのではないかと考えております。

なお、議員御承知かと思えますけれども、国において平成21年度補正予算において、都道府県が行う地域における医療課題に向けての取り組みを支援するため、総額3,100億円の地域医療再生臨時特例交付金の交付が予定をされておりましたが、これが750億円で執行停止ということに実は政権上の事業仕分けでされたところでございます。県内の各医療圏から提

案をされた地域医療再生計画について、21年10月7日に佐賀県医療審議会で審査をされた結果、北部医療圏から提案された100億円の規模計画が優先順位1位、25億円規模計画が3位となり、国へ申請されたところでございますけれども、残念ながら100億円規模計画は、先ほど申し上げましたように、第1位とした申請でありながら政権交代によって100億円規模交付は中止され、25億円規模のみになり、それに採用され、平成21年12月18日に国から内示を受けた事業でございます。

ですから、25億円のうちの15億円が充てられ、残りの10億円についてはいろんな形でその準備金に使われるということでございます。先ほど申し上げましたように、90億円、事業者が負担をしなければいけないということになりますと、これは答弁申し上げましたように、応分の玄海町も負担をせざるを得ない状況になるかと思えます。具体的な数字については、まだ詰められてございませんので、それはこれから詰められることだというふうに考えておるところでございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

はい、わかりました。応分の負担をするならば、先ほど私がお話をしましたし、副町長もそういった形で進めている中で、ぜひとも玄海町に幾らかでも近いところに建設をしていただきたい。唐津市が音頭を取っていっているような話を私は聞いておりましたが、副町長がその中で副会長をされておることでございますが、ぜひともその辺については今までのような話をして、確固たる要望をしていただきたいと、そして、玄海町の救急医療についての対応をしていただきたいと強く要望して、この件については終わります。

次に、財政計画と補助事業についてということで提出をしておりました。町の財源確保についての取り組みはどのようなことを取り組んであるのか、町長にお伺いをいたします。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

町の財源確保についての取り組みについてお答えをしたいと思います。

まずは、町税の収入状況から報告をさせていただきます。

平成21年度の町税の収入状況は、決算額3,378,000千円で、一般会計歳入総額8,408,000千

円の40%を占めております。

また、町税の大部分を占める大規模償却資産にかかわる固定資産税は、平成21年度では2,396,000千円で、町税総額の70%を占めている状況でございます。しかし、平成22年度の大規模償却資産にかかわる固定資産税は、前年度実績額に対して111,000千円減の2,285,000千円と見込んでいるところでございます。

今後の見通しについてでございますが、先ほど述べました大規模償却資産については、大きな設備の交換等がなければ、毎年14.2%前後の減価償却率で課税標準が減少していきますので、年間で平均225,000千円減ることになり、平成26年度には9億円減の約13億円程度になるものと予測をいたしております。

次に、個人の所得にかかわる町民税の見通しにつきましては、国の景気対策、施策等に期待するところではありますけれども、景気の動向及び税制改正の動向が不透明な中で、増減の推移を見きわめるのはなかなか困難なことでございます。あえて現行制度の中で町税全体を推計してみますと、平成21年度の町税決算額3,378,000千円に対して、平成26年度には1,270,000千円減の21億円になり、率にして35%程度減収で、年間にすると240,000千円ずつ減少するものと予測をしているところでございます。

こうして推測してみますと、町の財源の根幹であります町税は減収の一途をたどるわけでございますので、適正な賦課と厳格な徴収、特に滞納者については市内全体で連携をとった戸別訪問を行い、督促、催告に応じない場合は財産差し押さえなどの法的対応によって、きちんと納付されている人との公平性を確保するよう、しっかり行っていく所存でございます。

また、電源交付金等の国、県の補助金、交付金を最大限に活用することが、財源の確保につながり、玄海町独自の行政サービスを行うことが可能になるというふうに考えておるところでございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

町長が言われる中で、九州電力のことでしょう、大規模償却資産税、また、そういったところにウエートが多く置かれております。

そこで、財源の確保ということで町税所得等ということで提出をしておりました。それならば、町民の所得の向上のためにはどのようなお考えが町長としておありでしょうか。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほども答弁の中で現在の社会情勢、経済情勢も踏まえながらという部分がございます。そういった部分で非常に不透明な部分がございますので、そういった部分がある中で、推測としてしか答弁できませんことを御容赦をいただきたいなというふうには思っております。

ただ、確かに所得向上策を目の前で提示をするということは大変厳しい話でございます、そういう意味では、先ほども申し上げましたように、町税の減少に逆に国に対する交付金等にかかわって十分行政サービスを維持できるような、町としては努力をしてまいりたい。ですから、応分の町民の皆さん方にもぜひ自助努力も一緒にやっていただいて、所得向上について提案等々をいただきながら、玄海町としては町民の皆さんに御支援申し上げるような形をつくっていきたい。と同時に、今回、薬草研究所ですとか、次世代エネルギーパークですとか、それから、いろんな形での団体への支援についても十分にその点も考慮しながら支援をさせていただくような手だてをとっていきたいと考えているところでございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

所得の向上ということで町民の所得が上がっていくことも一つだと考えます。冒頭に私は話をさせていただきました。リーマンショック以来、100年来の景気の不透明さがあります。そういう中で、やはり町として戦略、政策をとって、そして、施すべき対策、施策をとるべきだと思っております。

町長が先ほど話をされましたように、町民の方々の意見を聞いてやりたいということであれば、そのような話を機会をもって進めていただきたい、そのように思います。玄海町の町民も所得向上のためには、やはりそういった手だてが必要ではないかと思っております。町長の答弁のように、町民の声を聞いた中で対応策を練られていただきたいと、その辺を要望して次に移りたいと思います。

町職員の町外居住者について、現在、どのようになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

本年12月1日現在の職員数は151名で、うち町内居住者は98人、町外の居住者は53人です。町外の居住者の割合は35%になってございます。

それから、嘱託職員については15人で、そのうち町内居住者は11人、町外の居住者は4人です。町外の居住者の割合は26.7%です。

それから、臨時職員については78人で、そのうち町内居住者は40人、町外の居住者は38人です。町外の居住者の割合は48.7%です。

一般職、嘱託、臨時合わせますと、244人で、そのうち町内居住者は149人、町外の居住者は95人です。町外の居住者の割合は38.9%です。

以上です。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

多くの職員さんが玄海町外に居住をしているということでもあります。これを当初予算ベースで見れば、244名を換算すれば、1,360,000千円。職員151名に換算すれば、11億円。その職員に至っては35%が町外。一概には課長さん、いろいろな職員の担当で給与も違うと思いますが、単純に考えれば、130億円の中でやはり4億円から5億円が町外に行っておると、そういうふうになると思います。そういったことを考えれば、私も職員さん方にやかましく言いたくはありませんが、やはり町長が言われるように、所得が減少をしていく中で、いろいろな職員の方でもいろいろな事情があると思います。この点については幾度となく一般質問でもさせていただきました。例を挙げれば、自分と同じ同級生の奥さんが見えられて、非常に家におりにくいか、また、男性であれば、自分と同じ嫁さんが来て、同級生が来て、家にもおりにくい、そういったこともあるかもしれません。私は町長には、以前の一般質問で、そういった中で職員さんと話をされて、そして、どうしても町内に居住ができないのか、そういったことを配慮し、聞きながら、お願いもする。そうすることが本当じゃないかと私は思っております。やはり玄海町でも税に対してもいろいろな処置をなされている中で、町民からもこのようなことが出れば、幾度となく話は出てくると思っております。職員の皆さんの給与は町民の税金から出ている。私たちも一緒ですが、そうなれば、なるべく定住政策、そういった形をとっていく中で、職員さん、嘱託さん、臨時職員さんあたりにも声をかけ、

話を聞きながら、居住をしてもらうようお願いをするべきではないでしょうか。町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、中山議員からるる御指摘をいただいたわけですがけれども、確かに今、町外に住んでいる職員が全員町内に住むことが可能でありますれば、人口増加にもつながり、ひいては税収等にもつながることは確かでございます。そして、職員とも、それから、臨時の職員とも、そういった議論をというか、投げかけを今後も私自身もやっていかなければいけないというのは十分に承知をしておるところでございます。

しかし、職員が町外に住んでいるのも、これも議員御指摘をいただきましたけれども、それぞれ家庭の事情があるのも事実でございます。また、新規採用職員が町外の人が入っている中で、勤務地に近い玄海町に住みたくても、唐津市等に比べれば住宅環境が整っていない、賃貸等の住宅がほとんどないのも実は実態でございます。日本国憲法の理念は、個人の尊重です。これは公務員も、他の町民の方も同じことです。職員の生活拠点を強制することは難しいことですが、指導は可能だというふうに思っております。町職員はその町に住み、その町の風土の中で生活をし、その地域の人々を相手にその町の町づくりをするというのが一番望ましいというふうに思っております。

御質問のことは今後十分さらに実態把握に努めて、町内の住宅環境の整備とあわせて、職員に対する町内居住の働きかけを行っていきたいと考えておるところでございます。

いずれにしても、地方公務員の本分は住民全体の利益の実現のために全力を尽くすことだとあります。大前提として、町内、町外に居住するにかかわらず、本町職員が役場職員としての本分を自覚し、玄海町の現状を十分に理解して、町民の皆様とともに豊かで住みよい明るい未来をつくるための町づくりに努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

強制はできないと私もわかっております。やはりわかっていながらも、職員さんの意向、立場をわきまえながら、できれば、玄海町に居住をしていただきたいと、そういった話を進

めていただきたいと思います。244名中95名が町外者ということで、やはり職員採用についてもいろいろなことがあるんじゃないかなと思っております。強制はできない中でも職員さんには要望をしていただきたいと思います。また、職員さん方もそのようなときに家庭の事情の話がされて、そして、町長と話をしてから、こういうふうになっておりますと、そういったほうが職員さんもいいんじゃないかなと思っております。

一個人として言わせていただければ、原子力が立地している中で、有事、いろいろな災害等になった折に、やはり町内居住者のほうがいいのではないかなと思っております。新潟県柏崎で原子力の事故があった場合に、「何が一番の問題であったですか」と現場でお聞きした中では、現地に届かなかったということだと。そういったことも考えれば、いかに地元に来ていただければ、玄海町の災害、有事のときに助かるのではないのでしょうか。私はそういう思いから質問をさせていただきますが、強制はできませんが、町長として希望、要望を職員さんにはしていただきたいと思います。要望しておきます。

いろいろと質問をして、また時間がなくなりました。まだ先の中で国、県、町の補助についてお話をしたいと思っておりましたが、今回、原子力のプルサーマルに対するサイクル燃料で使おうと計画をされている藤ノ平ダム改良工事について、以前も質問しておりました。現在、中央線がある道路を拡張し、歩道をつくって、そして、県道へと昇格をするというふうに町長はお願いしました。完成は20年後、30年後を見て工事をするとの、そういう町長の答弁でありました。私たち玄創会会派では、以前から大規模なソーラーを設置し、町民の電気料の軽減と二酸化炭素を出さない町として全国に発信していただきたいと思います。12月3日のテレビで、メガソーラー大牟田発電所が22年1月から進めていた建設が終了し、11月15日に営業運転を開始されました。建設費は18億円、年間発電量は一般家庭約2,200世帯の昼間の利用に相当するとあります。玄海町は1,600台の世帯ありますが、相当量の町民への軽減が図られると思っております。こういった二酸化炭素を出さない町と、発電、発信ができる町と、そういったことを考えれば、藤ノ平ダムの改良工事を変更し、このような事業に変更できないかと要望して一般質問を終わります。

○議長（岩下孝嗣君）

以上で中山敏夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（岩下孝嗣君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。11番藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

日本共産党の藤浦皓でございます。ただいまから質問項目に基づいて、順次質問を続けていきたいと思っております。

まず、きょうの質問項目は、玄海原発1号機の老朽化問題について、町職員の採用について、環太平洋戦略的経済連携協定について、それから、有浦地区3小学校の統合にかかわる新校舎建設予定地選定と中学校建設予定地について、順次お伺いをしていきたいと思っております。

まず、原発1号機の老朽化問題について伺いたいと思っております。

この原発の老朽化問題、特に原子炉容器の脆化、いわゆる脆性遷移温度について二十数年前から関心を持って見守りながら意識的に取り組んできたものであります。それが今日では、玄海1号機の老朽化が予想以上に進んで、危険域に入っていると思わせるような新聞報道が住民の不安をかき立てるような状況になってきています。

原子炉容器は核分裂を起こす中で激しい中性子線の照射を受け、原子炉容器は年々劣化が進んでいくこととなります。玄海1号機の初期値マイナス16度、1989年2回目の検査では37度に達して、初期値から見れば53度上昇したこととなります。3回目、1993年に56度Cに達し、この5年間足らずの間に脆性遷移温度は19度上昇しています。専門家もこのような上昇、老朽化が進んでいることに注目しております。4回目の検査は2009年4月に試験片を取り出し、5月に専門機関に試験片を検査に出し、2010年5月ごろには検査結果は出ています。私ども玄海原発住民会議では、本年10月12日に九電交渉を行い、脆性遷移温度の公表を求めましたが、答えてもらえませんでした。いつ公表するかについては平成24年か25年ごろ公表するというので、その理由についても明らかにされていません。一方で、佐賀県と玄海町には検査結果について報告しているということでもあります。そこで、私が当局に資料提出を求めても、担当課は全議員一斉に提出したいということでしたが、これもおかしな話で、原子炉の劣化状況の検査結果が出れば、早急に結果報告をすべきです。なぜなら、それは住民の安全にかかわる問題だからです。安全性に確信があるのであれば、ちゅうちょなく公表することが大事であります。これでは九州電力と同様であります。

九州電力から報告を受けた脆性遷移温度の検査結果について、町当局はどのように判断されているのか、また、町長の言われる50年運転に耐えられる状況なのか、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

藤浦議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まずは、脆性遷移温度の公表につきましては、これは九州電力では、原子炉ごとに運転開始後30年を経過する前に実施をしている高経年化技術評価の報告書の中や10年ごとに実施をしている定期安全レビューの結果として、一般の方にもわかるように、玄海発電所のエネルギー館で閲覧できるように公表されております。今後もこのような形で公表されるということでした。

それから、町のほうは報告を受けていれば、早期に公表すべきではないかということもお尋ねをいただきました。脆性遷移温度の公表につきましては、内容的にも専門的でございますので、脆性遷移温度につきまして記載している高経年化技術評価の報告書や定期安全レビューの報告書を提出される九州電力、もしくは審査される国がしっかりと公表すべきだというふうに考えておるところでございます。

それから、どのように判断をしているのかということでもございました。今回の第4回目の試験片取り出し結果で九州電力は、運転開始後60年の平成46年ごろでは脆性遷移温度を約91度Cと想定をしております。また、今回の結果で得られた関連温度は、運転中の原子炉が急速に冷やされた場合の原子炉圧力容器の健全性評価や運転中の原子炉圧力容器の圧力と温度を適切に運用管理するための指標となるもので、この温度をもって直接的に原子炉圧力容器の健全性を評価するものではないと考えています。

また、今回の試験及び予測評価結果により、玄海1号機は、60年運転を想定しても、原子炉圧力容器の健全性に問題はないと聞いているところでございます。

また、第4回の試験片の取り出し結果の数値が98度Cでありましたが、その数値は平成70年ごろを想定した数値でございます。つきましては、九州電力では運転開始後60年の平成46年度では約91度Cと想定をしております。

なお、電気技術規定 J E A C 42062007では、新設される原子炉圧力容器についての要求と

して、照射脆化を考慮し、93度C未満であるとされております。しかし、その指標は既存の原子炉の評価における限度といったものではありませんと伺っております。九州電力が運転開始後60年を想定した約91度Cはそれを下回っており、これらの試験及び予測評価結果により、60年運転を想定しても、原子炉容器の健全性に問題ないと言われていたところでございます。

以上でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

まず、原子炉、いわゆる一番重要な核の容器ですね。この劣化の評価の仕方ですけれども、これをその部分だけが原子炉容器の健全性の評価ではないということをおっしゃいましたね。果たしてそうだろうかという問題。専門家の方は、もし、危険域に達しておれば、それはもう既に原子炉をとめる時期に来ているんだということをおっしゃいます。それから、もう1点は、私たちが九電交渉の中でその温度の状況を説明してほしい、実際にどうなのかということをおっしゃっても、そこでは説明されなかった。あのエネルギーパークの中でどこかでちゃんとわかるようにしてあるということなんですけれども、そうであれば、せっかく出て行って、そこで話を伺っているわけなんですから、ちゃんと説明ができたはずですね。それをあえて二、三年後にやるという、そのこと自体がおかしいのではないかな。その辺についてどうお考えでしょうか。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今の御質問に関して言えば、私としては余り明確な答弁ができないわけですが、ぜひそれは九州電力におかけ合いになるときに、しっかりと再度申請というか、直言をされて、きちんとその場で見せていただかれるのが私は一番いいというふうに思っております。現実にエネルギー館では閲覧をしているというふうに私ども聞いておりますので、閲覧ができる状況にあるというふうに聞いておりますので、そのような作業をしていただけることが実は一番いいのではないかなというふうには考えております。

それから、先ほど議員が御指摘をいただいた二、三年後にまた発表すると言われたのにつ

いては、私どもちょっと関知をいたしておりませんので、何とも答えようがないというふうに思います。ただ、そういうふうに数値が出ているのであれば、きちんとした形で情報公開をすべきものではないかと私としては考えております。

○議長（岩下孝嗣君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

今の町長の答弁を聞いておきますと、何か人ごとのような感じに聞こえるわけなんですね。私たちはただ自分のためにだけ言っているんじゃないんです。町民全体の安全を考えるからこそ、そういう面を重視している。だから、次々にそういう問題を提起している。しかし、それにまともに答えないというのはおかしいんじゃないか。しかも、佐賀県と玄海町には報告書を出しているということなんですね。その出している内容はどのようなものなのか、ひとつ明らかにしていただきたい。

それから、もう1点は、なぜ議員1人にはそういう資料が配付できないのか。その点も伺っておきたいと思います。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほど私が最後のほうに答弁をさせていただきましたとおりに、九州電力が運転開始後60年を想定した約91度Cは、それを下回っており、これらの試験及び予測評価結果によって60年運転を想定しても、原子炉容器の健全性に問題はないと言われているところでございまして、その前の文章でも電気技術規定等々の御答弁をさせていただいたとおりの報告を受けているところでございます。

ですから、先ほど答弁しましたように、健全性に問題はないということを私ども信用しているという答弁をさせていただいているところでございます。

○議長（岩下孝嗣君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

今までいろんな形で、いろんな角度からお伺いをしてきました。最近ちょっとした文書が九電から届いております。その中では、さっき町長が説明されましたように、30年以上延長

する場合の評価の問題、大体30年を超えるとすれば、その超える以前に健全性の評価をしなければならない、さらにまた、30年を超えて10年を運転するとすれば、10年に到達する前に検査をしなければならない。そういう順序が九電の資料で示されております。ところが、玄海1号機の場合に、30年を超える前にそういう評価をされたのか。例えば、脆性遷移の問題ですね。これはされていないんじゃないですか。こういうことをすれば、私たちは九電の言うことをそのまま信頼するわけにはいきません。されていないんです。現実には。だから、その点を次々と問題にしているわけなんです。その点についての考えはどうか、その点も明らかにしていただきたい。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほども答弁したかと思えますけれども、これは中山議員が午前中、先ほどの御質問でもお答えしましたとおりに、時期時期には九州電力といいますか、電力会社もきちんと想定をし、検査をし、健全性に問題はないというふうに私ども聞いておるところでございます。

○議長（岩下孝嗣君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

健全性に問題がないということを、うのみにするほうがおかしいんですよ。検査をしていない。しないで、どうして健全性がそれなりに評価されるんですか。実際に検査をして、そして、こういう数値でありましたというところまでしっかり住民に納得されるような情報を流すべきじゃないですか。今度の九電交渉の中でも、その場では決して言わない。言わない理由は何かと言っても言わない。それでいいんですか。町民に対する、町民の安全性に対する責任を負えると思いますか、それで。その点はどうですか。

もう1点ですね。やっぱりその点については、町長自身からも九電に対してその点をしっかり出せということを使うべきじゃないでしょうか。情報がちゃんと事前に出されていると、報告されているということなんです。その点についての実際に具体的に脆性遷移の温度まで含めて報告があっていると思うんですね。今、91度と言われましたけれども、果たしてそれだけだったのか、その辺も含めて伺いたいと思います。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほどと同じ答弁になろうかと思えますけれども、私どもはそういう報告を受けた部分については今答弁を申し上げたとおりでございまして、九州電力では運転開始後60年の平成46年で約91度Cと想定しておりますと、それから、電気技術規定ではJ E A Cの42062007では新設される原子炉压力容器についての要求として、照射脆化を考慮して93度C未満であるとされておりますということを知っております。確かに物理的、私は物理学者でも何でもございませぬので、一定の信用をしなければいけないところは信用させていただきたいと思っております。そのことによって、安全性を確認していくという作業を続けていきたい。当然、専門家についても専門家の皆さん方もしっかりとそのことについては確認をした上で、私は町のほうには報告をいただいているものというふうにご考慮しておるところでございまして、ただ、最後に藤浦議員さん御指摘をいただいたとおりに、九州電力に対しては、先ほど私申し上げましたように、さらなる情報公開を求めていくように要求はしていきたいというふうには考えてございます。

○議長（岩下孝嗣君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

端的に伺います。91度以外には温度数については公表されていないということですか。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほども答弁しましたのは、第4回の試験片の取り出し結果の数値が98度Cでありましたというのは御答弁をさせていただきました。その数値は平成70年ごろを想定した数値でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

私のほうにも98度というのは九電から直接伝わっております。今年8月時点で80度C、これから先、72年ぐらいまでに98度だと。しかし、それもおかしいんですよ。大体脆性遷移温

度というのは、今まで公表されるときに、そういう条件付きの附帯的なものが出されたことはないんですよ。脆性遷移温度というのはあくまで試験片の温度ですね。試験片の温度で出されたわけなんですね。その試験片というのはどの位置に置いてあるのか、容器はもっと離れているから大丈夫だとか、いろんな論法を持ち出してきています。しかし、その試験片の温度そのものは98度ということになってくると、規制値をはるかに超えているわけなんですね。さっき言われた93度をはるかに超えるということになるわけなんです。じゃ、それがどうして70年、72年ごろまで大丈夫と言えるのか。その辺が私たちは理解できないんです。じゃあ、今までの1号機の1回目、2回目、3回目、そういうものについてもそういう資料があるのかと。この前の議員協議会の際に九電のスタッフの方にお聞きしました。ぜひその資料を出してくれと言っておりますが、果たして出てくるのかどうかわかりませんが、その辺の考え方ですね。最も重要な部分は脆性遷移温度をはかる位置の問題ですよ。それが98度だと、試験片の温度が98度だということになると、私たちはこれは大変なことだと思っております。大体どの辺ではかっているのか、その辺のところはちゃんとつかんでいらっしゃるでしょうか。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

図面上でのこういった位置だという報告はいただきましたけれども、今、議員さん御指摘をいただいたように、しっかりとこの位置だということを確認をしたわけではございませんので、図面上ではこういった位置に置いてあるということを確認させていただいたところでございます。

○議長（岩下孝嗣君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

これは大変な問題であると思います。試験片の取り付け位置というのは、原子炉容器の外側に熱遮へい体というのがあるところに示されております。その遮へい体というのは大きな格納容器と燃料棒の間ぐらいにはまっているんですね。それが今までは脆性遷移温度として公表されてきた温度だと私は思います。別に温度というのはないはずですが、はかりようがないわけですから。勝手に何年もてるというようなことを言っていらっしゃるんですけ

どね。根拠をはっきりしなければ、こういうものは納得できない。そういう説明を求めても、そのときには言えなかったという、やっぱり何かおかしいと、ずうっとそういうことを感じておりました。

こういう説明資料を見て、これはやっぱり98度が本物だという感触を得るようになってきました。そうなってくると、これだけ温度が上がれば、何か特別な検査が必要になるんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺についてはどうしてお考えでしょうか。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

正直な気持ちで申し上げたいというふうに思います。実は私は非常に若いころから物理、化学は大変苦手でございます、よくわからない部分も実はございます。その点については前置きをさせていただきたいなというふうに思います。

ただ、今おっしゃったように、脆性遷移温度のはかり方とかといったものをやはり物理学者の皆さんにひょっとしたら専門家の方ははかり方がわかっておられるのかもしれませんが、きちんとした、例えば、平成70年度ごろにはそういった想定ができるのではないかというふうに私は勝手に個人的には想像しておりました。ですから、そのころの温度の上昇については確かに脆性ですから、もろくなっていくのは、これは物理の常套でありますので、当然少しずつはそういうふうな形になっていくのかなというのは自分で認識をしておりましてけれども、その数値においては、ですから、先ほども申し上げたように、まだ健全性は確保されているという、その範囲に入っているという専門家の説明を聞けば、それはそのとおりだなというふうに私としては判断しているところでございます。

○議長（岩下孝嗣君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

今の原発状況を直視すれば、いろんな問題が出てきておりますよね。そういうものを一つ一つの事実にしかりと目を向けることが大事じゃないかと思うんです。

これは東京大学名誉教授、金属材料学者なんですけれども、井野博満という、これは推進側でずっとやられてきたわけなんです。今、中性子照射だけが問題になっているけれども、そうじゃないと。やっぱり稼働年数も相当に影響するんだということを言っておられます。

だから、一概に中心部で中性子照射を多量に受けたから、それだけで判断するのは問題があるというふうに言っているらしいです。

やっぱり原発の健全性というのはいろんな角度から専門家がそれなりに検討されていると思うんです。しかし、こうして一定の見解が出てくると、私たちもやっぱりそうかと言わざるを得ない。例えば、六ヶ所村の今の核燃料サイクルの行き詰まり、これも現実ですよ。事実ですよ。これをどう受けとめるか。それから、廃棄物の最終処分、あるいは処理の仕方、そういうものについてもまだ技術が確立されていない。そういう中で、安全性は確保されている、確保されていると満遍なく言われます。しかし、今までの原発の流れを見てみると、ほとんど技術的には後追いですので、今度も六ヶ所村の行き詰まりもまた改めて何かを開発しなければ動けないという状況なんです。そういう原子力発電の運転の仕方というのは非常にいつも不安をつきまとわせると、そういうものだと思います。

これで果たしていいのか。もっと現実をしっかりと見て、やっぱり私たちは反対のための反対じゃないんです。住民の安全をどう守るか。事故が起こったら大変なんだ。今度の3号機の燃料棒のピンホールの問題だって、これがMOX燃料のほうにもしそういう事故があったとすれば、これは重大問題です。しかし、だからといって、ウラン燃料棒にあったとしても、軽くは見られない。大変なことなんです。そういう点を一つ一つ事実をしっかりと見ながら、九電に対して言うべきことは言っておくということがなければ、原発の安全性は崩れてしまいます。絵にかいたもちなんです。

国の説明責任を求めていくと、常にそういうふうなことも言われます。しかし、現実にもそういう状況であれば、幾ら責任を求めてもまともな答えは出てこないはずなんです。言いわけなんです。御都合主義なんです。それを黙って見ていていいのか。いつも推進側の立場に立って、もちろん推進をされてきたわけなんですけれども、そういう立場で物を見ていくと、事実が見えなくなる。何とかぼかそうとする。そういう意識が自然と出てくるわけなんです。これが私たちは一番怖いと思うんです。じゃなくして、ありのままを見ると。そこで見えたものについてはしっかりと問題視して、改善を求めていくというふうな形にならないと、本当の安全は確保されないというふうに私は思います。

この98度という問題ですね。これについて再度やっぱり見直してみる、どういうことか、あなたたちが本当に納得のできる形まで追求してみる。今のままでは九電がそう言うから、国がそう言うからでほんわりと通ってしまうわけなんです。それじゃ、済まな

いわけなんです。私たちは幾ら周囲からなじられようが、やっぱりここはというところは徹底して聞いていく、そして、改善を求めていく、そういう立場で取り組んでおります。これがなければ、本当の安全は保たれない。その点について、やっぱり98度という言葉が出てきたわけなんですからね、その点について町長は改めて安全性について確認をするということで取り組んでもらいたいと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、藤浦議員さん御指摘をいただいたとおりに、安全第一でいかなければいけない、進んでいかなければいけないというのは、もう大前提でございますので、全くその部分についてはそのとおりでというふうに思いますし、先ほど国については、私ども、要望、要請をしまいたいというふうに私も言い続けておりますけれども、やはり私どもは一定国を信用した上でそういった作業を進めていきたいと考えていることには変わりはありません。ただ、電力会社に対しては、先ほども藤浦議員さんがちょっとおっしゃっておられましたが、情報公開をするに当たっては、やはり公開する部分についてはきちんとわかりやすい公開の仕方をしていただくように、私としては今後さらなる強い要請をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（岩下孝嗣君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

九電の、あるいは国の推進側の立場であれば、そういう説明を聞かざるを得ない、そこに頼るほかはないという立場であろうと思います。しかし、とは言うものの、現実にはいろんな問題が起きている、そういう問題をやっぱり詰めて、政府側、電力会社側にちゃんとした措置を求めていくのが町長の立場だと思えます。

さっきの質問の中でもありましたように、プルサーマルと、もういっちょは中間貯蔵施設ですね、これはセットだということを言われてきましたですね。果たしてそうなのかということなんですよね。もともとこういう処理、処分の問題というのは、私たちが三十数年前からトイレのないマンションと比喻しながらやってきたわけなんです。もう既に三十数年たっているんです。それでも解決しない。こういう点をやっぱりしっかり見ておいていただく

ということも大事だと思います。していないんじゃないかと。そして、それを国の説明責任で逃れるような言い方はまかり通らない。それをしっかりした形で技術の確立がされてこそ、ああ、よくできましたという評価になるわけなんですね。それがないうちに、簡単に「はい、そうですか、わかりました」ということでは、これはやっぱり住民に対する責任を全うすることにはならないと思うんです。その点を一つ一つしっかり押さえた上でやっていただきたいということなんです。

それから、もう1点、最後に――最後というか、まだありますけれども、その情報の問題、町に対して報告された、その資料の提出というのはいつの時点で全議員に出されるのか、そういうことを言われてきたわけですね。だから、それも私たちは勉強していかなきゃならない、どういうことが報告されているのかわかりません。よろしくお願いします。どうですか、その点は。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

基本的には九州電力から報告があることについては、私どもとしては議会のほうには報告をさせていただいているつもりでございます。まず、それを申し上げておいて、その中で、いや、これは報告を受けとらんということがもしもあるようでありましたら、御指摘をいただければ、私どもとしては報告をさせていただくような方向でしっかりと考えていきたいというふうには思っております。

それから、もう1つだけ、どうしてもこれは先ほど一番冒頭に藤浦議員さんが御指摘をいただいていた折に私ちょっと答弁漏れをしておりましたので、そのことについてだけ少しお答えをさせていただこうかというふうに思います。

高経年化対策でありますけれども、営業運転開始後30年を経過する日までに発電所を構成する機器の経年劣化及び現状の保全活動の妥当性を評価して、新たな保守点検項目やその実施時期をまとめた長期保守管理方針の策定が必要でありますということをお答えしておりました。これは玄海1号機では、もうこれは議員さんから御指摘をいただいたわけですが、15年の12月に、それから、2号機については22年の3月に高経年化技術評価を実施をされております。それから、現状の保全及び長期保守管理方針を実施していくことによって、60年間の運転を仮定しても安全に運転を継続することが可能との見通しを得たというふうに

聞いておりますけれども、私としては以前も一般質問等で申し上げましたけれども、現在、現時点では運転は50年程度だというふうに考えておりますということをつけ加えておきたいというふうに思っております。

○議長（岩下孝嗣君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

町長の考えは考えで、それはそれで承っておくだけなんです。しかし、それが50年というものが果たしてどれだけ根拠があるかということなんです。もう既に1号機だって、91度というものを真に受けたとしても、それはもう10年足らずのうちにすぐに規制値を超えてしまうということがはっきりしているわけなんです。私たちは原子炉容器そのものが健全でなくてはならないというふうに思っております。それをおろそかにしては本当の安全性は保たれない。一番肝心なところですよ。原子炉をちゃんと囲っているわけなんです。これがもし、美浜2号機だったですかね、ギロチン破断をした、そういうときに冷却水を吹き込んだときに、極端な温度差が出て、その衝撃で割れてしまう、こういうことだって想定しておかなければならないことなんです。現実に国内の原発でそういうものが起きているじゃないですか。だから、その点をしっかりいつも言っているわけなんです。油断をするということなんです。そうならば、もうこの辺で廃炉を九電に求めていくべきではないか、あるいは県からもそういう指導をすべきじゃないかと私たちは思っております。そういう点について、一定の見解を伺っておきたいと思います。

さらにまた、町長が言われる新しい原発の建設の問題もあります。そういうものとの関連で、今現在、核燃料サイクルというものが行き詰まっております。最終的な処理、処分の問題も明確ではない。こういう中で新しい原発をまたつくるのかと。そういう技術がちゃんと進んだ中で、これは大丈夫という時点までそういうことは口にすべきじゃないじゃないか。ましてや町長は住民の立場のはずです。ところが、九電の言うことをしゃあしゃあとやっておられる。プルサーマルと中間貯蔵施設は一体のものだと、表裏一体のものだということだってそうでしたし、新しい原発をつくることだって、それはもうのどから手が出るほど財源的には欲しいかもしれない、しかし、安全性が損なわれている、そういう状況の中では金なんて問題にしちゃいけないんですよ。私は、今度のサミットに先立って、一人一人一筆のコメントを出すように言われたので、ちょっと書きましたけれども、原発の誘致のときには、

必ず地域振興策が出てくるわけなんです。一方では、原発の危険性がある。どっちかという
と、地域振興に重きを置いて受け入れの方向に向かっていくんです。そういう状況を想像
しながら、結局、原発の危険性は地域振興というオブラートに包んで、その危険性を住民
に飲ませていく。そういうふうに私は表現したわけなんです。そういうところもその本質を
見なければ、そういうことは言えないと思います。私は今の原発の事情というものを簡単
にはいかないぞと、将来的には必ず行き詰まるんじゃないかと。しかも、原発が動けば動くほ
ど、そういう高レベルの放射性廃棄物は残っていく。それは子々孫々に続いて残っていくわ
けなんです。そうすると、玄海町というのは危険地域にならざるを得ない。そこまで先の
先まで考えた場合、安易に原発を受け入れていいのか、そういう感じがするわけなんです。
と同時に、もうある自治体では、自然エネルギーで町全体のエネルギーをまかなうと、もう
間近にそれができるというところもあるわけなんです。自然エネルギーで。そういうことだ
って、これについても中山敏夫議員からもそれなりの提起がされていると思います。そうい
う可能性も一方では追求していいんじゃないか、玄海町でもですね。そういう点も含めて伺
いたいと思います。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

どこからお答えをしいいか、ちょっと今私も戸惑っておりますけれども、私どもは九電
の立場で私は物を申しているわけではございません。そのことについてはまず御理解をいた
だきたいと思います。国の立場、もちろん国がやっている国策でこのエネルギー政策をやっ
ているわけですから、それに私どもは一定の貢献をする形で進めさせていただいているとい
うことは前提でございます。九電のためではございませんので、必ず私に対しては、おまえ
は九電のためにしよらんかということ念を押して言われるので、それについては否定をさ
せていただきたいと思います。

ただ、今、御指摘をいただいたとおり、そして、先ほど中山敏夫議員さんにもお答えしま
したように、リプレースについては十分に議論をすることは、これは答弁でもお答えしまし
たけれども、議会も含めて、皆さん方と一緒に議論をすべき時期はもうやってきてい
るのではないかなという気がします。それはもう御指摘いただいたとおりに、1号機が36年
目を迎えました。当然、廃炉ということについても私たちはしっかりと協議、議論をしてい

かなければいけない、どういう形で廃炉を進めていけばいいのか、そして、どういう形で新エネルギーに対応していけばいいのかも含めて、大きな意味で我々が人間として文化的な生活をどうやって維持していくかということも含めて、私は玄海町でも議論をしていくべきだというふうに考えております。

そういった意味では、新エネルギーについてもぜひこの議会の皆さん方と一緒に、町も一緒に、そして、町民の皆さんも一緒に議論をしていく時期がもう目の前にやってきているのではないかと感じております。そういった感触の中でぜひ今おっしゃっていただいたように、確かに核燃料サイクル計画がこれまでのようにきちんとスケジュールどおりにいかないと、私どもも一定の不安は感じます。ですから、そのところについては国に対してもしっかりと私としては物申すというよりも、しっかりとした要請をしながら、きちんと立地町の住民の、そして、周辺の住民の安全性を第一に、しっかりと国も、電力会社も考えていただきたいと、そのような作業をしてほしいということを言い続けていきたいと思っておるところでございます。

○議長（岩下孝嗣君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

概念論的にはいろいろ言われます。がしかし、問題はその事実をどう見ているかということとあります。もう既に自然エネルギーへの方向転換というのは国際的な流れになってきております。この技術も日進月歩次々に新しい技術が開発されて、それが可能になってきているというのが現状だろうと思います。やっぱりこの辺が原発との一つの区切りというものを意識しながら取り組んでいくべきだと私は思います。

次に移ります。

次に、今度の質問の中では、町職員の採用について3人ともそれぞれ出してありますけれども、重複する面があるかもしれません。職員の採用問題について伺います。

この町職員の採用に当たっては、職員の資質や能力など人的評価の適性を得るべく、県の統一試験を受けて、さらに面接試験を経て採用されると思いますが、今回の採用試験では、町内からの受験者は一人も合格しなかったということで伺っておりますが、今、今回の職員採用試験に町内から何名受験されたのか、また、町外から受験者は何名だったのか。先ほど町長の答弁でその辺は回答されましたので大体わかりますが、それをやっぱりはっきりさせ

ると、もう一度はっきりさせてくださいと。今回の町職員の採用試験の合格者は町外からの受験者のみで、これでよいのかという心配があります。その方たちがすぐれた人材であっても、町内在住者の採用が何年か続いて採用されなかった場合、町外からの勤務者に幹部職員を占められた場合、玄海町で緊急事態が発生したとしても、それに迅速に対応できるのか。玄海町は原子力発電所の事故も常時念頭に置かなければなりません。また、これまでも自然災害も起きています。これら災害に対する即応体制はできるのかという心配であります。

また、玄海町で働き、税金は町外で徴収される。これでよいのか。玄海町から職員まで町外に出ていく。町長がよく言われる玄海町に住んでよかったと言える町づくりや、逆に玄海町には住みにくくなった、そして、住みにくい町になっていることを宣伝しているようなものではないかと、そういう感じすらするわけであります。

職員だけではなく、一般住民も含めて、人口減はさらに進んでいるのではないのでしょうか。どのような状況にどうやって歯どめをかけるのかが、今問われていると思うのであります。このことについてどのように考えておられるのか、何らかの対応策を考えるべきではないのか、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

職員の採用についてお答えをしたいと思います。

これは地方公務員法によって、受験成績、その他の能力の実証に基づいて行わなければならないというふうに地方公務員法にこれも掲げてございます。その任用の根本基準に基づいて行っているところでございますので、これはもう御承知おきをいただきたいというふうに思います。

同法第18条第1項の規定では、「競争試験又は選考は、人事委員会が行うものとする。但し、他の地方公共団体の機関との協定によりこれと共同して行うことができる。」というふうにございます。これによって、人事委員会を置かない本町におきましては、県内の市町で組織する佐賀県市町総合事務組合が佐賀県人事委員会及び佐賀県の指導協力を受けて、統一をして行う職員採用試験によって1次試験を実施しているところでございます。

この統一試験には採用予定のある市町等が参加をいたしますけれども、本年度の場合は県内3市、10町、5つの一部組合等が参加をしております。1次試験の方法は、一般事務職の

場合は高卒程度の一般教養試験、専門職についてはこれに加えて職種に応じた区分による専門試験により実施をしております。教養試験は一般事務職については、高校卒業程度の一般的知識及び知能について40問の5肢択一式問題により行われております。

1次試験の合格適任者は、原則として統一試験受験者全体の平均点が基準となります。この合格基準点以上の得点を有する者の中から高点順に採用予定者数に加えて、第2次試験における採用予定自治体の選抜、合格者の採用辞退等も考慮して、1次試験の合格適任者が決定をされております。今年度においては、本町分は採用予定が一般事務9人、土木が1人、合わせて10人に対して、受験者は70人で行われました。1次試験の合格適任者は20人で行われます。本年度受験者70人のうち、町内が13人、町外が57人で、1次試験の合格者には町内の受験者は残念ながらおりませんでした。ただし、この住所というのは、1次試験の受験申し込みは現住所で記入されてきますので、本町出身者であっても、試験申込書提出時には現住所が大学通学や現在の勤務地の関係で町外の住所になっている場合もよくありますので、試験申込時点では受験者がもともと玄海町出身者かどうかは確認できません。1次試験に合格した受験者についてのみ、2次試験の面接の中で確認することはできます。

なお、その1次試験合格者の20人について、第2次試験を行うわけですけれども、2次試験は各市町が行うこととなっております。作文、集団討議面接、個人面接により行い、採用予定者10名を決定いたしております。町内からの採用者は残念ながらありません。

玄海町の将来を疑問に思うというふうなお尋ねもございましたけれども、その分については町内在住を条件に採用すべきではないかということも言っていただきました。ということも確かに一つの案であるかとは思いますが、地方公務員法では公務の平等公開が実質的に保障されるようにするために、競争試験の公正な実施の確保、及び受験資格について規定がされてございます。優秀な人材を広く募るために、特殊な業務を除き、一般的には応募要件に制限を設けず、募集時においても、また、採用後においても、住所要件を課さないというのが基本的な考え方でございます。

また、住所、姓名、年齢等により、受験資格を限定することは、募集する職の職務の遂行上、必要最小かつ適当の限度の客観的かつ画一的要件と認められない限り、すべきではないというふうにあります。また、受験資格の限定は、これが就職差別にもつながることになります。こういうことから、本町においては今年度は年齢要件の上限を30歳までといたしました。住所、そのほかの要件は設けておりません。仮に住所要件を玄海町居住者に限定すれ

ば、ここ数年の試験結果からすると、残念なことですが、町内の人の獲得点数が低いというのも、これは事実でございます、合格適任者が募集人数に達しない可能性は十分にあり得ることでございます。

私は2次試験の面接の中で、町外の人であっても受験者の多くは玄海町に関心や興味があつて、玄海町職員として頑張ろうという強い気持ちを持っているということを感じました。面接で「もしあなたが採用されたら、玄海町内に住む考えはありますか」という問いに、ほとんど全員、当然かもしれませんが、迷わず、「はい、住みたい」という答えが返ってまいりました。私は、町内の若者に雇用の機会を広げ、その人たちが生まれ育った玄海町で玄海町職員として玄海町の町づくりにかかわってほしいという気持ちは強く持っておりますけれども、一方で、町外の人が玄海町職員として採用されて、玄海町へ住んでいただければ、非常にそれが人口増にもつながることも多少はあるでしょうし、それがまた、意義あることだというふうにも考えられます。しかし、これも先ほど中山議員にお答えをしたんですが、民間の賃貸住宅等がほとんどない状況でございます、住もうとしても、実は住宅がないというのが今の現状でございます。職員に限らず、町外から玄海町に転入して住みたいという人や、または、仕事の関係で住まざるを得ない、そういう人のための住宅整備、これは民間が行う住宅整備も含めてですけれども、民間事業者ができる部分は民間に協力をお願いしながら、早急に検討し、整備を図っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（岩下孝嗣君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

今の答弁の中で一つやっぱり希望が持てるのは、どの採用者に対しても問いの中で「玄海町に住みたい」ということを言われたということなんですね。それが本気であれば本当にいいことなんですけれどもね。人口の面から大したことはないけれどもという意味のことを言われましたけれども、そういう若い人たちが玄海町に住むことによって、結婚をし、子供さんができて、それがまた広がっていく。そういう連鎖的な広がりをどうやって作り出すかというのが現時点におけるこの情勢の中での大きな問題だろうと思います。

住宅問題も含めて、やっぱり安価な住宅を若い人たちに提供できるという、そこら辺は物すごく重要なことだというふうに思います。「玄海町に金がないなんて言わせんぞ」と言う

人もおりますけれども、実際にそれらの事業はできると私は思います。ぜひその辺も町民全体の中でのアンケートをとりながら、住民の希望に応じるような形で、しかも、玄海町役場がこれから先、住民とやっぱりしっかり寄り添って発展していくような、そういう町づくりをやっていただきたいというふうに思うわけなんです。その住宅建設について、やっぱりこれは大いに力を入れるところじゃないかなという感じがします。

もう1点は、やっぱりいろいろ規制措置があっても、それを強制しなければいいわけなんでしょう。強制しなければ。私は強制しろとは言いません。いろんな事情がある。そういう特別な事情がある人たちは別にして、ぜひひとつ玄海町にこうやって住んでくれないかと、そういう在住を求められたときに、それをしっかり確約してくれる、そういう人たちを1人でも2人でもつくっていく。そうしないと、玄海町のこれからの行政のあり方、さっきも言いましたけれども、緊急時におけるいろんな諸問題が起きてくる、近くにおってこそ、それが完全にできるわけなんで、その辺ももっと真剣に考えれば当然なことだと私は思いますが、その点についてどうでしょう。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

これはあくまで想定ですけれども、今、藤浦議員が御指摘をいただいたように、その町内在住の職員が減ると、職員が町内にいないことが緊急時や非常時の連絡や指示体制に影響を与えるのではないかなという御心配だというふうに思います。影響がないとは実は言い切れませんが、現実的には24時間いつでも通報、連絡、指示の体制がとれるような万全な体制を期して、そのためのフローもつくっております。災害情報については、役場総務課及び当直室に設置をしている佐賀県総合防災情報システムによって県から、これは一斉に指令が参ります。また、同時に、消防防災担当職員にも携帯メールで実は情報が入るようになっております。また、災害の状況によって職員の一部や全部に電話や携帯電話で招集をかけるようにという考え方でやっております。

しかしながら、災害時には一人でも多くの職員が町内にいたほうが万全だというふうには思います。新たに採用される、先ほど申しましたけれども、職員が町内に住めるような対策を考えるとともに、休日であっても常に連絡がとられ、指示行動が速やかにとれるように、もちろん拘束をしない形で日ごろから職員の危機管理意識を徹底したいということも考えて

おりますので、そういった作業も今後やりながら、一生懸命安全防災意識を高めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岩下孝嗣君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

いざというときの連絡通報体制はちゃんととっているというふうなことでございますけれども、私は原子力災害情報広報訓練の中でいつも見に来るんですけども、果たしてこれでいいのかなという感じがするわけなんです。やっぱり日常生活に自然と戻った場合に、ぱっと反応するのはなかなか難しいんじゃないかという気がします。もちろんそういう体制の中でやってはいるということでもありますけれども、仮に連絡がとれたとしても、唐津からここまで来るにはかなり時間がかかる。地震とか、大きな災害などでは車も通らないようになることだって起こり得る。そういういろんなものを想定しながら考えた場合に、やっぱり町内に在住してあるほうが確実に対応できるということは間違いないと思います。

ですから、とにかく1人でも2人でも町内在住を希望されるような方たちには、ぜひそういう措置をとってもらいたい。ましてや住宅関係もしっかりやりながらとっていくと、進めていくということでもってもらえばいいんじゃないかというふうに思います。これはこれで一応終わりたいと思います。

次に、今、大変問題になっております環太平洋経済連携協定、菅さんは環太平洋戦略的経済連携協定というふうにおっしゃいますが、これが菅内閣のもとで日本社会、あるいは経済構造を一変させると言われるような、そういうT P P、いわゆる環太平洋経済連携協定参加に向けて動き出しています。

環太平洋経済連携協定とはどういうものかと。この協定に参加すると、関税が撤廃され、完全自由化によって第1次産業はもちろん、さまざまな産業においても低価格競争にさらされ、地域経済も壊滅的な打撃を受けるという、そういうふうなことがいろいろとされています。

このT P Pによる影響については、農林水産省の試算が出されています。それによると、農業生産で4兆1,000億円、食料自給率は40%から14%、あるいは13%減になると。また、農業破壊によって、農業の多面的機能の低下で3兆7,000億円の減。実質G D P 7兆9,000億円の減。雇用340万人から350万人の減。これは即時に実施されたことを前提にして出された

ものであります。

さらに、食料基地と言われる北海道農政部の試算では、農業生産や関連産業への影響は2兆1,000億円程度、雇用17万3,000人、農家戸数3万3,000の減少。試算がそういうふうになっているわけなんです、農業生産額は半分以下になる、農家戸数は7割以上減るという衝撃的な数値が示されています。

関連産業への影響は国内生産で8兆4,000億円程度減少する、雇用がやっぱり350万人ですね。就業機会の減少もかなりひどくなっていく。政府が示した北海道と全国への影響は想像を絶するものになっています。これだけの問題が指摘されている中で、この環太平洋経済連携協定参加を求めているのは、日本経済連であります。特にその中でも自動車産業や電機などを輸出している大企業と、それにいつもつきまとう日本にその参加を強く求めているアメリカであります。今日、日本の厳しい経済状況の中でこれに参加することはもろに影響を受けている第1次産業や、企業とそこに働く人たちを断崖からけ落とす行為に等しいものだというふうに言われております。全国的に断固反対の運動が盛り上がっているときに、玄海町においても町民の代表である町長におかれても、その意思を現政権に迫っていくべきではないかと思いますが、その決意のほどを伺いたいと思います。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

T P P、環太平洋戦略的経済連携協定につきましては、我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興を危うくし、安全・安心な食料の安定供給と安い労働力が外国から入ってくることで、国民生活を危機的状況に追い込むことが想定されることから、大変私ども危惧をいたしております。

政府は、11月9日、関係国との協議を開始すると明記をした包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定されたところです。特に農林水産業を取り巻く情勢は非常に厳しい状況にある中、ことし3月30日に閣議決定をしたわけでありまして、それを見ますと、食料自給率目標を50%に引き上げ、それから、食の安全と消費者の信頼の確保、戸別所得補償制度の創設、農業・農村の6次産業化の推進を主な柱として決定された新たな食料・農業・農村基本計画に逆行するものでございます。

議員御指摘のように、仮に例外なき関税撤廃を前提とする環太平洋戦略的経済連携協定へ

参加した場合、国内農業が壊滅的な打撃を受けて、農業集落の機能低下は、これは当然明らかでございます。農業・農村は食料を安定的に供給する重要な機能に加え、水源の涵養や美しい景観、伝統文化の継承、国土保全への貢献など、多面的機能を有しておりまして、その恩恵は実は都市部に住む人々を含めて、すべての国民が今現在受けているというふうに思っております。その多面的機能を堅持すべく、全国町村会は、去る12月1日、全国町村長大会を開いて、我々は農山漁村における行政の責任者として、政府の決定は農山漁村のみならず、我が国の将来に深刻な影響を及ぼすものと大いに憂慮するものである、また、日本農業の現状を無視した慎重さを欠いた対応であり、到底国民の理解を得られるものではないと考えるとして、政府に対し、TPP反対を明確に表明する特別決議をしたところでございます。

町といたしましても、町村会を通して政府へ働きかけてまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩下孝嗣君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

この環太平洋経済連携協定に対する町長の答弁は明確にはっきりと反対の意思を表明されました。やっぱりこうした問題については、町民こそってみんなでやっぱり反対していかないと、この地域が守れないという内容であります。

ここに北米関係で、北米自由貿易協定というのが、これは今、環太平洋問題と同じ内容のものですが、これをメキシコは17年ぐらい前からやっているんですよね。それが現実には大変なことになったと。大丈夫と、それはちゃんといろんな手当てをして、農業がちゃんと生きていけるようにするんだという約束のもとに進められてきた。ところが、実際には今日の経済情勢は世界的に悪化しております。ですから、それに手当てするお金がない。どうしてもやっぱり農業分野というのは手薄になっていく。そういう中で、かなりの人たちが離農をしなくてはならなくなって、ここで言われているのは、相当の人たちがアメリカ大陸に離農して働きに出るようになってきたということでもあります。

このTPPのからくりというのは、実はアメリカ自身が相当一生懸命熱を入れているわけなんですけれども、そのアメリカ自身のやり方、結局これに参加すると、国内の支援措置は絶対してはならないということのようです。ところが、アメリカの場合は、いろいろな農産物を開発研究する大学には補助金が出され、その成果は農業関連企業が利用するというふうに

なっておりますが、しかし、これはあくまで研究予算として計上され、農業生産者への援助金としては表面化しません。米国では生産者への直接援助金だけでなく、こうした仕組みで莫大な援助が行われ、輸出用農産物の価格が不当に引き下げられる、いわゆるダンピングした形で輸出をしていく。だから、アメリカ国内農業はそれなりに耐えられる条件がつけられている。ところが、諸外国からはそのことが絶対見えないような形でやられている。こういうからくりが実際には行われているんだと。だから、こういう手に乗ったら大変なことになるぞということをこの中では示したわけであります。

ですから、やっぱりいろんな角度から国際社会の中ではもう生きるためにはいろんなことがなされるかもしれません。しかし、実際にはやっぱりそれぞれの国の死活問題でありますから、これについてはやっぱり今町長が言われたように、根本から間違いだという点をしっかり押さえた上で反対を進めていただきたいということであります。これについての答弁はよろしゅうございますので、あと時間がありませんので、ちょっと今度は教育問題にさらっとさわらせていただきます。

有浦地区3小学校統合及び中学校統合にかかわる新校舎建設予定地選定についてということでお伺いをしたいと思います。

この有浦3小学校統合、そして、有徳小学校の校名に至る経過の中で地域住民の理解を得るための民主的な手続の不徹底を問題にしてきました。また、有徳小学校に校名変更後、有浦小学校に戻してほしいという願いを込めた住民多数の署名が寄せられました。これも当局は受け入れない。こうした進め方に、いまだに行政や議会に対する不信の声が続いています。

そうした中で、今、有徳小学校の新校舎建設予定地選定について、玄海町の教育環境を考える検討委員会を中心にした会議の中で論議が進められていると思います。教育委員会の方針、あるいは構想も含めて諮問されているのではないかと思います。現段階で建設予定地や中学校とのかかわりなど、どのような論議が進められているのか、その進捗状況について御説明を願えればと思います。

また、中学校関係では、有中、値賀中統合についても一応の建設予定については答申が出されていましたが、その中には地域住民の不満があることを理由に、理解活動に全力で取り組むようにという文言が入っていました。文部科学省の通達でも、統合に当たっては地域住民の理解を得て進めるようにとの趣旨が述べられています。決して強引に押し通すようなことはしてはならない。諸手を挙げて賛成という表現もありますけれども、私はそこまでは申

しません。片手を挙げて、ほとんどの人が片手を挙げてでも賛成してくれるようなところまで説得をして進めるべきじゃないかというふうに思うわけであります。それが後々まで問題を残さない、そして、信頼を得る教育行政につながると信じています。これらについての教育長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岩下孝嗣君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

藤浦議員さんから現有徳小学校の校舎建設、それから中学校についての御質問、その前に、校名についての署名活動のことも触れていただきましたけれども、それらについて御説明をさせていただきたいと思います。

まず、校名にかかわります署名でございますけれども、私、教育委員会、署名受け取りました。以前の議会でもお話をしたかもわかりませんが、既に議決が終わっております、そして、もう県にも報告を終わり、そして、庁内におきましては、有徳小学校のスタートに向けての準備も行っている状況でございます。既に一度議会で御可決いただきましたので、もう既に私たち提案のすべはないというふうに私は考えておりましたので、その町民の方々の御苦労につきましては大変ありがたいといいましょうか、何と申し上げていいのかよくわかりませんが、お気持ちはよくわかりました。しかしながら、既に時期は逸しておりましたので、教育委員会としてとれる手だてはなかったというふうにどうぞ御理解をいただきたいと思います。

それから、現在の有徳小学校の建設に向けましての準備状況についての御質問でございますので、お答えをしたいと思います。

議員さんおっしゃっていただきましたとおり、9月議会において、この検討委員会の予算をいただきましたので、10月には人選を進めまして、委員の皆様方17名の承諾をいただきまして、10月、第1回目の検討委員会を開きました。それから、11月には第2回目の検討委員会を開きまして、そして、今月の7日と8日につきましては、先進地の視察ということで委員さん方に参加をしていただいたところでございます。

今現在どういうことを検討しているかといいますと、第1回目の検討委員会において、進め方を委員の皆さんに御議論していただきましたけれども、まず最初に、小中連携についての議論をしようじゃないかということになりましたので、第1回目、それから、第2回目も小

中連携についての議論をしたところでございます。そして、先ほど申し上げました12月の視察につきましては、その小中連携を行っております先進地を実際に学校に入りまして見ていただいたところでございます。先進地に選びましたところは、佐賀市の芙蓉小中学校、これは校舎が一体的、同じ敷地内に小学校がありまして、中学校があります。そして、管理棟は小学校の先生、中学校の先生も同じ職員室にいらっしゃるという、そういう一体型の小中連携の学校でございます。それから、もう1つは、熊本市の富合小学校、中学校、これも小中一貫でございますけれども、こちらは校舎が分離型となっているところでございまして、そういう2つのパターンの小中連携の先進地を視察したところでございます。

これが今現在の状況でございますけれども、今月15日には第3回目の検討委員会を開くことといたしております、この小中連携のあり方、一貫教育のあり方についての取りまとめをしたいというふうに考えております。

そして、今後はこの小中連携のあり方の取りまとめが終わりましたならば、中学校の統合についての議論をしていきたいというふうに考えております。

御質問いただいております建設予定地につきましては、平成20年の12月に提言をいただいているところでございます。この建設予定地の提言につきましては、小中連携の観点等を踏まえて、有徳小学校の建設予定地が2カ所提言を受けたところでございます。今後の検討委員会での協議はその20年12月の提言を踏まえまして、これをスタートに建設予定地の議論をしていきたいというふうに考えているところでございます。

最後になりましたけれども、中学校の統合のあり方、それも含めまして、小学校の建設用地のあり方もそうだと思いますけれども、教育行政につきましては、十分に住民の皆さんの御意見をいただきながら、そして、教育委員会の考え方もお示ししながら、住民の皆さんの理解を得ながら進めていきたいというふうに考えているところでございますので、議会の皆様、そして、町民の皆様の一層の御理解をよろしくお願ひしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

中学校統合の場合の最新の答申の中で述べられている住民の理解を得られていない、だか

ら、全力を尽くして理解活動に当たれということが述べられていたわけでありますけれども、その点は特に慎重に取り組んでいただきたいというふうに思います。

もう1点は、これは別の形で聞くわけなんですけれども、少人数学級について、全国町村の教育長会の中でも35人、さらに30人学級へ進めていこうと、そういうふうなことが言われているというふうに、ある新聞の報道で見ましたけれども、その点について、この玄海町でどういうふうな形の学級編制のあり方がいいのか、この前の勉強会のときもいろいろ問題があるということも含めて、その考え方をひとつ聞かせていただきたいと思います。

○議長（岩下孝嗣君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

少人数学級のことを御質問いただきました。それも含めまして、子供たちに対する教育のあり方、そのクラス編制のあり方についてのお答えをさせていただきたいというふうに思います。

玄海町内の子供たち、特に小学生の状況を見ますと、議員の皆様方も、例えば、学級参観でございますとか、祖父母参観でございますとか、そういう機会に学校に御訪問いただいていると思います。私たち教育委員会の職員も学校に参りまして、そして、授業を見ます。それぞれ学校において特徴がございますけれども、最近の特徴といたしまして私が思いますに、なかなか授業時間中に落ちついていないなという気がいたします。授業時間が長いのか、もしくは耐力といいますか、耐える力といいたししょうか、それが時間が短いのか、そういうことがございまして、先生方の苦勞も並大抵ではないなというふうに考えているところでございます。

そういうことから考えますと、私は以前から議会で申し上げておりますけれど、子供たちには十分な手をかけたいというふうに考えています。幸い議会の皆様方の御理解を得て予算を通していただいておりますし、そういう授業がなかなか成り立ちにくいクラスにつきましては、学習支援員を配置いたしまして、手厚いことをさせていただいておりますし、4月開校いたしました有徳小学校におきましては、住民の皆様方とお約束どおり、すべての学年において2クラスを実現させていただいているところでございます。先生方からは、十分なクラス経営ができておりますという話も聞いているところでございますので、できますことならば、今後とも議会の皆様方の御理解をいただいて、そのような有徳小学校におきまして

は2クラスにおける授業展開をさせていただけるならばありがたいというふうに考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、子供たちには十分な環境を、町長がおっしゃっております十分な教育環境を整えまして、この玄海町を将来担ってくれる人づくりをさせていただきたいというふうに考えているところでございますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

きょうの一般質問で、やっぱり改めて指摘しなければならないのは原子力問題であろうと思います。いつも推進の立場で考えれば、全く私たちと変わった感じの答弁しか出てこない。しかし、きょうはその実態をしっかりと見詰めるべきだということとの関連では、真剣な論議ができたのではないかというふうに思います。ただ、満足するような内容ではないということだけは言えると思います。

小学校関係では、いろいろ問題がありますけれども、少人数学級ということになれば、やっぱり今の時期において、少なくとも将来ふえることだってあるし、増減はずっと考えなくちゃならないし、制度として少人数学級をちゃんとした形で条例化しておくことも大事じゃないかと、その点を一つは申し上げておきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（岩下孝嗣君）

以上で藤浦皓君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。午後は1時30分から再開します。

午後0時12分 休憩

午後1時29分 再開

○副議長（渡辺一夫君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。4番脇山伸太郎君。

○4番（脇山伸太郎君）

議長の許可を得ましたので、通告書に従い一般質問をいたします。

本日は、職員採用について質問いたします。

9月19日に市町等職員採用統一試験、一次試験が行われ、面接の二次試験が11月6日に行われております。そして、11月29日に採用予定者の発表があつて、先ほど午前中の質疑応答で、来年度採用予定者が10名ということで答弁もされておりました。今回、質問が重複しておりますので、質問も答弁も重複するかと思いますが、それを踏まえて答弁のほうをお願いします。

まずは直近、この3年間の採用、町内町外受験者数とその採用数等について御説明願います。

○副議長（渡辺一夫君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

脇山伸太郎議員の質問にお答えしたいと思います。

直近3年間ということでございますので、職員採用の状況につきましては、平成20年度が、一般事務職2名の募集に対して、受験者数は、町内が10名、町外が16名、計26名で、このうち一次試験合格者は、町内1名、町外5名の計6名と。最終合格者は、町内、町外、各1名でございます。

平成21年度が、一般事務職3名の募集に対して、受験者数は、町内が12名、町外が28名の計40名で、このうち、一次試験合格者は、町内1名、町外9名の計10人で、最終合格者は町外の3人でございます。

平成22年度が、一般事務職9人、土木1名の募集に対して、受験者数は、町内が13名、町外が57名の計70人で、このうち一次合格者は、一般事務職、土木とも町内はなく町外のみ20名で、最終合格者は町外の10名でございます。

このように、町内の受験者が、一次試験の一般教養試験において、受験者全体の平均点の合格基準点に達しないというのが実態でございます。

○副議長（渡辺一夫君）

脇山伸太郎君。

○4番（脇山伸太郎君）

説明にもありましたように、質問に当たって、資料を役場のほうからいただいております。平成20年度は2名で、町内の方が1名、それは大卒の方が上がっておられます。それか

ら、21年度は、3名の採用に対してすべて町外の方が3名、また、本年度は、10名採用に対して町外の方がすべて10名。また、これに関しては、答弁にありましたように、町内の方が全く一次試験も合格していない状況。高卒で4名、短大卒で1名、大卒6名、専門学校卒2名で町内の方が受けておりますけど、それでもなかなか先ほど申されました一般教養試験に上がらない状況でございます。

午前中にも質問がありましたように、やはり玄海町で働いてもらうためには、町長が答弁されておりましたけど、町外の方が住むということで人口増とかはあるかもしれませんが、やはり町内の方が町の役場のほうに勤めていただきたいというのは、もう私たち全体、町民の願いではないだろうかと思えます。緊急状態、そういったときにもすぐ対応できるのは町民でないといけないと思えますし、やはり仕事をするに当たって、皆さん仕事をすればそれなりに生活の糧になりますし、その仕事を愛されると思えましょうけれども、やはり人間は自分が住んでいるところが一番場所的に、気持ち的には愛するところではないかなと思っております。もちろん、これを町外の人たちが働いてきてくれるのに、優秀な人がいるのにそのような言い方等をするのは、ちょっと語弊があるかもしれませんが、やはり住んでいる人がその町を愛して町の行政サービスもうまくできるのではないかなと思っております。現況、この3年間——20年度、21年度、22年度、全部で15名の採用がっておりますけど、その3年間の中で1名だけしか採用されておられません。そのような状況を踏まえまして、町長としまして、町内の方がこうして役場のほうに勤めることができるような方策等とかはどのようなお考えなんでしょうか。

○副議長（渡辺一夫君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

職員の採用については、藤浦議員さんの質問でもお答えをしましたとおり、優秀な人材を広く募るために、特殊な業務を除いて、一般的には応募要件に制限を設けず、募集時においても、また、採用後においても住所要件を課さないというのが基本的な考えでございます。また、住所、性別、年齢等により、受験資格を限定することは募集する職務の遂行上、必要な最小かつ適当な限度の客観的かつ画一的要件と認められない限りすべきではないというふうにあります。また、受験資格の限定は、これが就職差別にもつながることになります。

こういうことから、本町においては、本年度は年齢要件の上限を30歳までといたしました

が、住所そのほかの要件は設けておりません。町内の採用者が減っていき町外の人採用がふえている状況を踏まえてどのような対応を考えているかというお尋ねでございますけれども、町内の受験者の皆さんには、まずはこの基準点をとるための受験者個々の準備や対策が必要だろうというふうにも考えております。また、家庭学習や学校教育における学力向上のための環境づくり、また、行政においては、それを支援していくための施策が必要だろうとも考えております。

それから、21年度、一次試験に町内の方が1名合格をされたんですけども、実は、まだ勉強がしたいということで、二次試験にはおいでになりませんでした。そういったことで、町内の子供でもさらに勉強したいという受験生がいらっしゃるということも事実でございます。

御質問の件については、職員採用の方法という面だけではなくて、むしろただいま申しましたように、根本的な課題についても、今後、教育委員会とも協議、検討をさせていただきたいと考えているところでございます。

町内の高校生や大学生はもちろん、子供たちや若者が役場の仕事に魅力を感じて、みずからの意思で自分が生まれ育った町のために役場に入って仕事をしてみたいと、役場をそういう気持ちを持っていただけるような職場にしていけるよう、私としては努力を続けたいと考えております。

○副議長（渡辺一夫君）

脇山伸太郎君。

○4番（脇山伸太郎君）

もちろん、学力向上のために学校、また家庭、またはそういった町としての支援づくり、そういったことがなければ基本的な教養のレベルアップはできないかと思っております。

先ほど町長答弁でありましたけど、やっぱり地方公務員法では公選するためにやはり応募要項、要件に特定の要件は課さないほうが良いというような、すべきだということで表現されておりますけど、今こういった状況で、これだけやはり雇用の問題等ありまして経済が冷え込んでいく中、また、町外に働き手が流れていくそういうような状況において、先ほど申しましたけど、役場の仕事というのは、やはり行政住民サービスというのは、できるだけ住民の方々が働いてくれたほうが、顔が見える行政サービスができて町民も安心されるような状況かと思えます。そういった地方公務員法にのっとってされるのも結構ですけども、絶

対的ではないと思うのですが、これを町独自の何か採用試験をすとか、また今回の統一試験でも初級、中級、上級とかあるんですけど、初級のほうで高卒以上ということで試験を受けられております。

これまでの3年間の結果を見ましても、町内で高卒者の人が、20年度に4人、21年度に5名、本年度で4名受けております。十数名受けておりますけど、一次試験にも21年度に1人上がったぐらいで、ほとんどもう平均点数ですれば、基本的にやはり大卒とか、専門学校卒業の人には高卒はかなわない部分もあるかと思えます。もちろん、大学卒業しても、専門職をすれば、もう高校のときの一般教養とかも忘れてしまって、そういった面では、就職には公務員試験には不利な面もあるかもしれませんが、高卒は、どうしてもその分は入りたくても町内の高校生でも役場には入れない状況、それだけレベルが高い、高校生と大学生であれば、レベルがどうしても一般的に見れば低くなるから入りにくい。だから、そういった分離するやり方とか、また数年前だったんですけど、私の唐津の知り合いの方が一次試験に上がって、玄海町の二次試験上がるといいのになと言われた話を聞いている中で、やはり玄海町にこれだけ、ことし町内町外から70名受けられています。町内が13名で町外が57名ですよ。大学生が37名、専門学校が6名、中には大学院もいらっしゃいます。ということは、やはりその方たちの話をしていたので気づいていたんですけど、これだけ就職が厳しくなると、例えば、県庁に勤めたいとか、ほかの市の役所に勤めたくても、結局入ることができないから、大きな町からすると、ちょっと衛星的な小さな町ですね。町村のほうにそういった優秀な人材が流れてきて、結局、地元のまた優秀であろう学生さんも平均レベルが上がるために、一次試験にもまた上がれない状況をつくっているのではないかなと思っております。

そういった意味も兼ね合います、公務員法とかいろんなもので縛られているところはあるかもしれませんが、町独自のそういった方策的な採用試験等とかは考えられないんでしょうか。

(午後1時41分 岩下孝嗣議長 復席)

○副議長（渡辺一夫君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今回、平成22年度の採用に関しては、実は考えずに県の町村会で統一した採用試験、職員試験ということにさせていただきました。ただ、今御指摘をいただいたとおりに、ここ3年

間だけ見ても、高卒の方が一次試験を通った例が1例しか実はございません。そのとおりでございました。ただし、ちょっと気になったのは、一次合格したこの高校生は非常に高い点数でございました。そういうことから考えると、個人差も考慮をしながら、一生懸命努力するのを認めてやりながら、高校生、大学生、本来は境なく、試験の内容は一般教養試験の高校卒業程度でくくっておりますので、そういう意味では自助努力もぜひお願いをしたいというふうには思っております。

ただ、これも脇山議員御指摘をいただいたとおりに、大学を出ても、大学を卒業した後に、実は、専門学校を出て受験される方もいらっしゃいます。それはどういうことかということ、やはり受験用に再度勉強しなければ大変だということを皆さんが理解をされてそういう作業になっていることを考えれば、将来の玄海町、先ほど私申し上げましたけれども、魅力のある役場になって魅力のある役場で働きたいという高校生、これは、私は将来にとって非常に楽しみな存在になり得るというふうに思っております。県がやっているような初級職、上級職の試験のようなあり方が可能であれば、十分に私どもも検討をしながら対応していけるような試験を考えてみたいとは思いますが、現況では、ことしはたまたま10名という大量の募集をさせていただきましたけれども、毎年毎年10名以上の採用をするかどうかは今の時点では確定できませんので、そういった意味ではもう少し時間を与えていただいて考慮させていただく時間をいただきたいと考えております。ただ高校生に対しては、そういった意味では十分に今後配慮した協議をしてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（渡辺一夫君）

脇山伸太郎君。

○4番（脇山伸太郎君）

どうしても高校生の場合はそれだけちょっと全体から見ればハンディキャップ、先ほどは大変優秀な方もいらっしゃったようですが、やはりそういった人はそれだけ役場に入りたいとか公務員になりたいとか、少しほかの人よりも高い志を持っていたから、それに合わせて自助努力もされたんだろうと思っております。また、それには、町長が答弁されましたように、町にしる、家庭にしる、学校にしる、そういった教育環境づくりが必要かと思っております。

私が高校生を卒業するころですから、もう大分――三十何年前になりますけど、そのときに、高校を卒業するときに、まだ公務員になりたいという人はあんまりおりませんでした。

もちろん進学校でしたので、就職というよりもみんな大学進学しか望んでいなかったんですけど。その中で数名だけ唐津市役所を受けて、一応三、四名がそのまま市役所に入ったんですけど、4年間大学卒業して、今度みんなが唐津市役所を試験したら、何人ももう唐津市役所に上がれないような、その4年間のうちに——ちよっともう1980年ぐらいですね、そのころの事象というか、経済とか、そういった状況でしようけど、それだけ厳しくなったのをちよっと感じておりました。また、それだけ公務員に対する就職希望がふえたんだろうと思っております。もちろん、それと学生するとき——高校生のときに少し感じたんですけど、すべて大学行くから能力があるわけでもないですよ。やはり社会に出るとなると、学歴じゃなくて、頭がいいとか学業ができるというよりも、賢いとか気のきく人が、本当に社会に出たらそれだけ伸ばすこともできるし、社会のためになるような人材になるんだろうと思います。だから、今現在はどうしても統一試験ということは、一つの目安として必要だから全国市町村でされているんだろうと思っておりますけど、ただ、それだけでは見られない部分がどうしてもあると思っております。もちろん、二次試験でそういったところも見られるんですけど、その前に一次試験でもう既にそういった能力ある人さえ、玄海町で高校を卒業して役場職員になれば、この人は町のためになるような人でもなかなか入れないという状況はもう少しやはり考えなくちゃならないかなと思っております。

高校生のころはちょうど、町長も教育長も御存じのように、3ない主義——無関心とか、無感動とか、大きく言えば、4ない主義とか、私たちの時代はもう結局やる気のないような、団塊の世代の後というとはぐうたらな人間みたいに見られておりましたし、高校のときの町長を見ていますと、なかなか独特なスタイルでバンカラでもありましたし。でも、やはりそれだけですね、ちよっと人とは違うかもしれませんけど、そういった人が、逆に言うとは違ったこともできる能力もあるんじゃないかなと。町長を見て特にそういうようなことをよく思うのですが、そういったところも踏まえまして、あと教育長も町長を御存じだったかどうか知りませんが、教育長も同窓会とかに行きますと、どうしても同年の中ではまた違ったユニークな存在だと見て感じておりますけど、こういった玄海町の採用に当たって、また町長にも質問がごちゃごちゃなるかもしれませんけど質問しますけど、教育長として、玄海町の学生の学力アップ、教育長の見られるところは義務教育の部分だけしか見られないかもしれませんが、そういった面で、玄海町の子供たちが学力アップをできる、これはもう日ごろ教育長が考えておられることですが、今度は逆に就職とか、そういったことを踏まえた

ですね、子供たちに教えるというんですか、そういった今までないような何か方策等とか教育長独自の考えとかありましたら御答弁願います。

○副議長（渡辺一夫君）

小柳柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

脇山伸太郎議員さんの御質問にお答えをいたします。

私の考えをということでございましたけれども、先ほど町長さんが試験制度についてお答えをなさっております。地方公務員法上は、どうしてもそのような縛りがございます。脇山議員さんがおっしゃるお気持ちもよくわかります。私が県庁に入って、同輩、もしくは先輩後輩を見ておりましたも、どうしてこういう人がここで働いているのかなというような方も当然いらっしゃいました。試験制度はそれほど難しいものだなというふうに思います。なおかつ在野には、試験には上がらなくても、先ほどおっしゃっておられましたように、気がきく方、賢い方たくさんいらっしゃいます。そういった方々は、それぞれの持ち場持ち場で社会的貢献をなさっているんだろうなというふうに思っております。

さて、学校教育におきましては、当然、真理の探求ということを行っておりますけれども、究極は、この社会の中で生きていかないといけませんので、その生きる力、脇山議員さんの質問の趣旨に沿いますならば、職を得る力ですね、就職をして働いていく力を養うべきだろうというふうに考えております。

それは既に議員の皆様方も御存じのとおり、中学校においては職場体験ということで、本町におきましては、有浦、値賀中学校の2年生がそれぞれ職場を選びまして、そこで2日間の職場体験を行っているところでございます。これはなぜかと申し上げますと、当然、将来自分は働くと。その働くことの意義、とうとさ、つらさ、厳しさを実感してもらおうということでやっただいていてるところでございまして、22年度——今年度は、玄海町、唐津市合わせまして25の事業所で中学2年生が体験をしていただいたところでございますけれども、すべて25の事業所が玄海町内の事業所ではございませんで、唐津市内の事業所ということもございます。そういうことで、御父兄の方には唐津市までの送り迎えというようなことで御負担もおかけしているところではございますけれども、できますならば、町内の皆様方の御理解を得て、有浦、値賀、両中学校の子供たちが町内で職場体験ができますならば、もっともっと地元に向ける目、そして、将来この玄海町で働こうという、そういう意識ももっと強

くなるのではないかなというふうに考えているところをございまして、町内の事業所の方々への御協力をよろしくお願ひしたいというふうに考えているところをございます。

それから、玄海町内で働くという意義を持っていただくために、教育委員会でやれることは何だろうかと考えましたけれども、現在、町内の子供さんで、高校、それから短大、専門学校、大学、大学院に進学されるに当たりまして、奨学金を貸与しているところをございます。現在、奨学金の償還に当たりましては、何ら特別な手だてをせず、すべてお貸しいただいた金額を返還、償還をしていただいているところをございますけれども、町内で就職をするという意義づけを強く持ってもらうためには、ひとつ工夫はできないのかなと、奨学金の償還、返済につきまして工夫できないのかなというふうに考えております。

具体的には、例えば大学を卒業なさって、そして、町内にお帰りになって、そして、町内で在住し、そして、町内、もしくは近辺のところでは就職をなさった方々には、当然、町内にお住まいでございますので町民税の税収はございます。そういう町内に税収の寄与をなさっていただく方につきましては、奨学金の返還について一部免除するというようなこともできないのかなというふうに考えているところをございます。

町内におきましては、小学校、中学校、高校ということで、現在、教育委員会といたしましては、唐津青翔高校との連携もいろいろ——逆に言うと、こちらのほうがお世話になりっ放しの部分も多いでございますけれども、高校とも連携をとってやっていこうとしているところをございますけれども、高校生でございますとか、それから、町内に働いていらっしゃる方、大学を卒業なさっている方、もしくは在学の方でも、試験勉強のための、公務員試験でございますとか就職試験のための、そういうゼミナールのようなものを町内でも誘致できないのかなというふうに考えております。これはあくまでも教育委員会がやるということよりも、そういうゼミナールをなさっているような事業所の方に、例えば、そういう勉強の場、学習の場の提供についての便宜を与えるとかということで、町内の方で、ゼミナールで勉強される方々の負担を少なくできるような形での教育委員会の支援ができないのかなというふうにも考えているところをございまして、具体的には、今そういうゼミナール等を実施なさっているところと具体的な話を進めているところをございますけど、まだ、カリキュラムでございますとか、個人の負担金がどのようになるのかとか、また、町としてどれぐらいの支援、どのような支援ができるのかというようなことで課題があろうかと思っております。今後詰めていきたいなというふうに考えているところをございます。

以上、幾つか申し上げましたけれども、具体的な内容が詰まりましたら、奨学金でございましたならば、例えば、条例とか、そういう条例改正の手だても必要になってくるかもわかりませんので、いずれにいたしましても、条例、予算等につきまして、議会の皆様方に御相談をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

教育の目的は、人格の完成というふうに法律ではうたわれております。その人格の完成は、当然のことながら勤労を通じても果たされるものというふうに考えておりますので、世間で言われておりますフリーター等々の対策も十分にとらないといけないと思っておりますので、この勤労を通しての人格の完成について、教育委員会といたしましてもできるだけ取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上、余り具体的な答弁にはならなかったかも知れませんが、御容赦いただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（渡辺一夫君）

脇山伸太郎君。

○4番（脇山伸太郎君）

具体的な答弁とかは確かに難しいかと思えます。まずは玄海町の子供たちが中学校を卒業するまで基礎学力をきちんとつけて、高校、大学に進むに当たり、地元に戻らなくちゃならない人は、地元の役場で働きたいと思う人たちが入るような基礎学力をつけていくような、そういった学習環境が必要かと思っております。

また、具体的に答弁されないのは、今までどこでもこういったことをされた市町村はまずないかと思えますから、それはいたし方ないかと思えます。高校を入学するに当たり、グレードアップ学習館とかも今されておりますよね。それで一つの効果が上がっておりますので、そういった形で、時期的なもので、これを教育委員会がするのが本当かどうかまで、そこら辺はわかりませんが、社会教育の一環としても、役場に試験を受けるための、そういった教養の学ぶ場とか、それと、もちろん役場だけじゃなくて玄海町の人たちが、地元の企業、または町の近くの職場に働けるように、よそまで行かなくてもいいような、そういった就職活動もできるような学習館じゃないですけどね、先ほどゼミナール誘致とかを教育長が申されましたけど、そういったものが町独自でも何かできないものかなと思いました。

いつか市町村議員の研修会に、茂木健一郎の講演を聞きに行ったら、各、こういった小さ

なところでも昔、吉田松陰がしていたような寺子屋制度、そういったものを活用して町の活性化を、人材育成ですね、そういったことをするといいというようなお話を聞いたことがあります。そういった意味でも、玄海町独自に何かグレードアップ学習館みたいな感じで、時期に応じてそういった対策も——これは職員採用ですから、ほかの企業の就職までということまではちょっと質問文の中には入れておりませんが、そういった対応も、今からは社会教育の面でも教育委員会のほうで検討していてもいいのではないかなと思っておりますけど、また同じ答弁になるかもしれませんが、教育長はどんなふうにお考えでしょうか。

○副議長（渡辺一夫君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

社会教育で取り組んでみてはどうだろうかという脇山議員さんのお言葉でございました。大変ありがたいというふうに思っております。公民館講座でございますとか、さまざま事業を行っております、一般教養を身につけていただくということで、残念ながら今、そういう受験生というような方々の対象者はありませんで、これは当然、門戸は広く開いているわけでございますけど、それらの公民館講座が就職試験に有益かどうか、有効かどうかという点もございますけれども、先ほど私が言いましたゼミナールの中では当然、一般知識でございますとか一般機能ということで、自然、人文、社会科学、もしくは時事問題、国際関係と、そういうことも勉強してもらわないと、公務員試験でございますとか、一般の就職試験には対応できないのかなというふうに思います。

ですから、私といたしましては、教育委員会でどこまでできるかという問題がございますので、そこらあたりはまた十分に詰めさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほど申し上げました、誘致するに当たっては、今、事業所と話しておりますのは、玄海町内の事業所の方——所長さんでございますとか、そういう方々の講話の時間というのも入れたいというような話もしているところでございます、そういうことで、1人でも2人でも役場でございますとか、玄海町内の事業所でございますとか、そういうところでお働きいただけるような方をですね、役場の場合は公務員法というのがございますから、下手な優先的な取り扱いはできませんけれども、民間の事業所の方には、そういう地元の受験者と事業所の方々との結びつきとか、先ほどもおっしゃってございました、うん、この人は気がきいておると、使えるんじゃないかと、そういう目をかけていただくような機会もつくりながら、町民の皆さん

の受験機会、そして合格の機会、そして就職の機会ができるように何らかの方策を立てさせていただきたいというふうに考えているところでございます。済みません、繰り返しのような答弁で申しわけないと思っております。

以上でございます。

○副議長（渡辺一夫君）

脇山伸太郎君。

○4番（脇山伸太郎君）

中学生ぐらいまでのときは、ただ、親から言われて学校行かにかいかん、義務教育だから学校行かにかいかん、勉強せにかいかん、したくないのにしなくちいかんということで、自分たちの経験上は、みんな次の目標、目的がないから行かされている、勉強しなくちならぬというところだったですよ。だから、それを学校教育の中でやはりこうしてあなたたちが就職——まあ、それはもちろん先生がやりますけど、これから就職難で仕事も少なくなっているし、本当に働きたかったら、今は中学校までの勉強が本当に大事で、その基礎学力がなければ上の学校にもずっと行けないし、就職も厳しくなるよ、そういったことももう少し学校の先生がですね、ただカリキュラムを教えるだけじゃなくて、社会に出たときにどういったふうになるというのも言っている先生もいらっしゃるかと思いますが、やはりそれも子供が素直に聞けば、また勉学意識は変わるかなと思っています。

自分のことですが、今ちょっと思い出したんですけど、小学6年生のときに私のときは、校長先生が一人一人校長室に呼ばれました。そのときに、もう全部は中身は覚えていませんけど、一人一人面接した中で、あなたは大学に行けますよということを一言言われたんですよ。だけど、近所には大学に行っている人ももうほとんどおられなかったし、大学というのはもう全く考えてもおらんだっし、夢みたいな話だったんですけど、やはりその校長先生の一言が、ああ、こが田舎におっても、自分たちでも学校に行けると意識したのがそのとき、小学6年生を卒業する前だったんですよ。だから、先生の影響力というのは、そういった意味では、その人の人生に大変影響する含蓄ある言葉を伝えることもできるかと思っていますので、やはりこういった町内から役場のほうに入れぬ今の現状を憂うと、やはりもうそういったところから少しは子供たちに夢を持って勉強させるような環境づくりも必要じゃぬかなと思っています教育長のほうに質問をいたしました。

それと、今度も町長にまた質問をしますけど、先ほど午前中の藤浦議員の質問の中にされ

た答弁の中からピックアップして質問をいたしますけど、二次試験の面接のときに、町内に住む考えはあるかと聞くと、皆さんが、住みたいと言われたというふうなお話でした。これも人口増につながるからそれは確かにいいと思います。また、それにあわせて住宅整備等とかも民間活用というか、民間がそういったこともしていくような考えを言われておりましたが、実際、二次試験でも町内の、一次試験で町外であっても大学とかの在住するところで住所が違うからわからないというようなお話もありましたが、今回の二次試験では、全員がやはり町外の生まれた現住所の戸籍の方だったんですね、10人が。そして、また内容的には、その10人の採用者ですね、先ほどの答弁では反応は住みたいということではありましたが、実際本当にもう死ぬまで住む気があって頑張られるんだったらそれはいいんですけど、やはりできたら採用されれば地元に住んでもらって、緊急時の対応にしろ、やはり町民の人たちとの顔を合わせて、お互い窓口業務等々とかでも安心して町民の方たちが行政サービスを受けるような状況は必要かと思いますが、その辺の二次試験の内容とか、そういった面で答弁できましたら答弁してください。

○副議長（渡辺一夫君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

私の記憶の中に残っているものだけで御容赦をいただきたいと思います。保護の観点から公にできる範囲で答弁をさせていただきたいと思います。

それから、町内在住の受験生は一次合格はなかったというふうに申し上げましたけれども、お父さん、お母さんが玄海町御出身の受験生さんは一次合格者の中にいらっしゃいます。ですから、お父さんは玄海町だけれども、今は違うところにおられるという形の受験生さんはおられたということをまず伝えておきたいというふうに思います。

それから、先ほどから私、答弁しておりますけれども、本来は住むことを私どもで強制的に規制できるものではございませんので、そういうことをやっぱり二次試験の際にそれほど強く言ったわけではございませんけれども、面接の折に、先ほど答弁しましたように、将来も玄海町に住むよねという投げかけをしたら、二次試験にお見えになった全員が住みたいというふうにはっきり明確に答えていただきました。その点については、私としては、当時面接——4人で面接官いたしましたけれども、全員大変うれしい思いでそのお答えを聞かせていただきました。中には、玄海町のことをホームページでしっかりと調べて、それから、

事前に何度も玄海町を訪ねて車で一回りしたとか、いろんなところを見てきましたという、非常に熱心な受験の方もおられたのも事実ですし、これはその全く逆の対比で全く何も知らずに来ましたという方も実はございました。しかし、そういった人も、来て、きょうは二次試験で初めて玄海町に来ましたけれども、こんなにすてきな地域だとは知らなかったことを自分は反省しているというようなことを言っていたこともありました。そういう意味では、今のお子さん方は非常に——もちろん試験のためにそうおっしゃっておられるのかもしれない。けれども、優しさも同時に感じさせていただいた部分がありました。ところが、その半面、じゃ、本当に自分の強い意志を貫いていけるのかという不安も同時に感じたところでございます。

ですから、そういった意味では、先ほど教育長も答えてくれましたように、私ども玄海町内の子供たちがしっかりとそういった意識を持って、玄海町役場というのを一つの自分たちの求める職場としてしっかり考えてくれるような、そういった教育のあり方も、今後、教育委員会と一緒に相談をしながら、すてきな子供たち、子育て、人材育成に、私としては努めていきたいと考えているところでございます。

○副議長（渡辺一夫君）

脇山伸太郎君。

○4番（脇山伸太郎君）

それから、これは午前中の中山敏夫議員の質問の答弁でありましたけど、職員244名中町内は149名と町外から95名、38.9%、約40%。今回また10名採用されて、町外ですから、この方たちが将来住まればそれはそれでいいと思うんですけど、町外からの数字というのがこんなに多いとは、実際、きょう朝、答弁聞くまで感じておりませんでした。だからなおさらですね、もちろん町外から来られる人がどうのこうのじゃないんですよ。やはりまちづくりとして、将来にわたって、きょうの午前中もいろいろ質問されておりましたけど、それにはやはり町内の方たちが幾らかでも役場に入れるような状況でなければならないのではないかなと思っております。もうこの経済状況で就職難の状況で、長男だから玄海町に残らなきゃならないけど、職場もないし、外に出ていくという状況も結構あるかと思います。

そういったことも踏まえたところで、やはり一番最初に言いましたように、住むところを人間は愛すると思いますので、やはり住む人が町内でできるだけたくさん頑張ってもらったほうが、いろんな先々のトラブル等とかにもつながらないのではないかなと思っております。

また再度、町長答弁になるかと思いますが、最初に言いましたように、高卒、大卒、専門学校等ありますけど、どうしても高卒になるとハンディキャップがあるというふうなお話をしておりましたけど、町内の採用に当たって、高卒と、また高卒以上との採用を分離してする等とか、そういったところでの考え方はないのでしょうか。

○副議長（渡辺一夫君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

多分、先ほども答弁をさせていただきましたけれども、高校生、それから短大生、大学生を分けて試験をするという考え方は私はあっておかしくないというふうに思っております。ただ、その試験割をしましても、実は、高校生で限定をしても、試験の応募状況を考えますと、やはり結果としては町外の高校生が多くなるのではないかなという気持ちも実は持っております。

そういったことも踏まえた中で、初級、それから上級という試験の分け方というのは、一つの方策としては、今後少し検討をさせていただいて中身を協議した上で、それから過去の例、それから将来の子供たちへの数の調査等々も踏まえた上でさせていただいて、先ほどから答弁しておりますけれども、町内の子がきちんと玄海町役場でまちづくりの仕事をしてくれること、これに勝る喜びはないというふうに私も思っておりますけれども、現実には、先ほどから答弁しているとおりでございますので、十分に対処の方法も検討をして、今、脇山議員御指摘をいただいたような作業ができないかどうか再確認をしてみたいというふうに思います。よろしく御理解をいただきたいと思います。

○副議長（渡辺一夫君）

脇山伸太郎君。

○4番（脇山伸太郎君）

どちらにせよ、やはり一般教養試験を合格しなくちゃ、一次試験、例えば、高校と大学卒業生とか分離したにしろ、やはりまた高校卒業生もあちこちから来られるでしょうから、それだけの教養がないといけないと思いますし、また、そのためには小学生、中学生のうちに玄海町の子供たちの基礎学力がきちんとつくように、それだけは一番大事なことだろうと思っております。

町長が午前中も答弁されましたように、公共性を考えた場合、玄海町だけ特別の枠という

のは難しいとか言われておりましたけど、やはりある程度はですね、できるのかどうかわかりませんが、玄海町を限定して採用試験等とかもあってもいいんじゃないかなと思うんですけど。そしてまた、それでも見合わない人をですね、能力がない人が上がってきて、それはもうまずできませんけど、そういったところの考え方もどこかにあって、そして、玄海町の中にも、学力は平均程度はあるけど、試験に入るのはなかなか難しいと、これも本当難しいことですが、町長としては、そんなふうなところはどんなですかね。難しいところはわかって質問しておりますけど、町外を除外するというのも余りいいことではないかもしれませんが、そうでもしないとですね、先ほど言ったように、もう半分近くが町外から役場のほうに働きに来られているというような状況になるんじゃないかなと思います。

○副議長（渡辺一夫君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、脇山議員に御指摘をいただいたとおりに、玄海町枠という考え方も、これはまた一つの方策としてはあるというふうに思っております。ですから、そこも十分に協議をしながら、その枠の中で、一般教養試験がきちんと合格をするだけの形をとっていけるようなお子さんをつくっていくことは大前提になっていくのかなという気持ちは正直持っております。

それから、もう一つどうしても物理的に考えなければいけないと思うのは、実は、やはり私どもの玄海町の人口と、それから、本当に子供たちがふえていかない現況を打破することも、実は方策の中で考えていく必要があるかなというふうに思っております。

これも、先般だったと思いますけれども、議会で答弁しましたけれども、1年間に50人前後の子供しか生まれてきておりません。それから考えますれば、非常に少数精鋭の形で子供たちを教育環境の中できちんと教えていく作業になると。これも子供たちを強制はできませんので、もう少し出産の数のふやし方も方策の中にひとつ含めていきたいなと。

それから、やはり同じ答弁で繰り返しになりますけれども、玄海町という町が本当におもしろい町だな、すてきな町だなと子供たちが思ってくれるように、それから、外部の方もそのように思っただけのような町づくりをやったりやらなければいけないということもこれは一つあると思います。それと同時に、今の社会情勢、社会経済情勢を考えますと、確かに雇用の状況がよくない状態では、どこかに募集が出てくれば、例えば、自分の圏域外であっても、それこそ東京からでも北海道からでも九州に就職試験に来るといった人たちは、実は

例を調べてみると結構あります。私どもの今回の試験を受けに来た子も、埼玉県や東京都から受けに来た子も実はおまして、そういうことから考えますれば、余りに限定をすることは、ひとつそういった意味では同じ日本人として、少しそこら辺も協議の裁量の中に入れて検討をしてみなければいけないのかなということも考えておりました。

いずれにしても、本来は、玄海町の子供たちが玄海町の社会をきちんとつくってくれるのが正直な気持ちで理想でございます。それに向けて少しでも役に立つような形になるように努力は続けていきたいと考えております。

○副議長（渡辺一夫君）

脇山伸太郎君。

○4番（脇山伸太郎君）

町長が答弁されましたように、玄海町枠というのはどういった形でつくられるかどうか難しいところかもしれませんが、そういった枠とかがつくられて、幾らか少しでも町内の人々が働ける場がですね、役場で頑張ってみようと、生まれたところだから余計頑張れると思いますので、できるようなところがあれば、そういったところも考えていただきたいと思っております。

それから、今回、新規採用についての質問は終わりますけど、職員の採用について、任期付職員とか臨時、ほかについてちょっと調べてみておりました。質問をしたいのは任期付職員ですが、これは特定任期付職員と一般任期付職員さんがいらっしゃいます。特定任期付職員さんは企業誘致専門官と情報専門官、また、一般任期付職員さんでは、ほとんどが保育園の先生だったろうと思います。

今回、ちょっとお尋ねしたいのが、保育園が任期付ということで、最初20年4月1日、多分、町の条例が変更されたからだろうと思いますけど、その方たちがもう大体間もなく3年、今年度でその任期が切れるようになっております。これはもう公務員法でも最長5年を超えない範囲内で任命権者が定められておりますけど、保育園の先生も任期付というのをわかって入ったものを玄海町にずっと保育園の先生で働きたいと思って多分希望をして、長く勤められたらと思って働き始めたんだろうと思います。まずはこの3年で間もなく終わられる方たちがいらっしゃいますけど、そういった方たちの対応はどうされるんですかね。こういった雇用状況が厳しい中に、これで簡単に終わってしまうと、町内在住者で働いている人も別に仕事を探さなければならぬとなれば、今すぐにでも大変な状況になりますし、こう

いった形を条例で見れば5年が採用されるようになりますので、そういった対応をされるものか、そこら辺についてはどんなふうを考えられているのでしょうか。

○副議長（渡辺一夫君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、脇山議員から、任期付職員ということでお尋ねがありました。

私どもの雇用形態は、一般職で通常の試験で職員になった者、それから、今御指摘をいただいた任期付の職員、それから嘱託職員、臨時職員という形で、実は244人という数字になっておりますけれども、この一般職の任期付職員については、これも今言っていたとおり、現在14人を任用いたしております。地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び本町条例によって期限を決めて任用しております。任用期間は、これも指摘いただいたとおり、通常3年、特に必要と認める場合は、任用日から通算して最長5年まで延長することができるようになっております。ですから、今3年を迎える方については、保育園ですから、保育士としては今必要な状況でございますので、5年まで延長することになるかというふうには思っております。

それから、ほかの職員についても、嘱託職員については、これは現在15人を雇用いたしております。嘱託職員については、地方公務員法に定める非常勤特別職でございまして、臨時的任用職員以外の非常勤職員であることから、玄海町嘱託職員等取扱要綱によって、任用及び勤務条件等取扱を定めておりますけれども、勤務時間については、一般職と同じ勤務形態はできないということで、1週間について31時間を超えてはならないと定められております。そういうことで、勤務時間の制約がございます。また、勤務は月18日未満とされておりまして、18日以上勤務した場合は常勤職員とみなされます。それから、嘱託職員の雇用期間は1年でございます。1年ごとに更新をし、これも最長5年間雇用できるということになっております。

それから、臨時職員についてでございますが、現在78名雇用いたしております。臨時職員は、雇用期間が6カ月までで、更新の場合は7日間を経過した後3回まで更新できることになっておりまして、最長2年間の雇用期間となっております。

臨時職員については、玄海町臨時的雇用職員取扱要綱によって雇用及び勤務条件等取扱を定めておりますが、災害その他により臨時的に業務が発生した場合、職員に欠員が生じた場

合に正規の職員を補充するまでに期間を要する場合、その他、緊急度の高い業務が発生した場合等に雇用いたしております。これら期間を限定している職員については、原則は、一定期間内に終了する業務及び一定期間内に限って業務量が増加する場合、災害や重要施策の計画、失効等、期間が限られている業務に係るものに限り雇用することとなりますけれども、定員管理上の問題や人件費増等により、経常経費率の抑制の面から雇用する場合もございます。市町村への権限移譲等によって事務の増大や複雑かつ多様化する町民のニーズに対応していくためには、正規職員の数をふやすということが一番簡易な方法かもしれませんが、定員管理上の問題や人件費抑制の観点からも、職員数の適正化を図る必要はございます。また、本町の行政改革大綱においても、公共施設の管理運営について、民間委託の推進というものもありますので、将来的には施設の指定管理者等による民営化等の検討を迫られる状況になるかもしれません。そうした場合、新たに正規の職員として採用すれば、定年まで数十年間勤務することになりますし、職員の処遇について大きな課題となる可能性もございます。不透明な部分はありませんけれども、そうしたことも考慮しながら任期付職員や臨時職員で対応しているというのが現況でございます。正規の職員以外の職員の雇用期間は、それぞれの規定に定められておまして、それが延長されれば、常勤的な職員とみなされて正規の職員として採用しなければならなくなりますので、期間延長は、実は大変難しい部分がございます。高校生や大学生の就職内定状況、それからまた失業者の再雇用は依然として大変厳しい現況でございます。

こうした状況の中で、町の業務が新たに発生をした場合は、脇山議員御指摘をいただいたとおり、できるだけ町内の人を雇用したいと思っておりますけれども、これには雇用形態や業務の内容にかかわらず、行政事務等に係るものでございますので、一定要件は求められますけれども、そうした基準のもとに、可能な範囲で町内の人少しでも雇用の機会が出来ますように努めていきたいと考えているところでございます。

今ので答弁とさせていただきたいと思いますが、5年が最長ということでございます。

○副議長（渡辺一夫君）

脇山伸太郎君。

○4番（脇山伸太郎君）

最長5年ということですが、保育園の場合、多分、当初この任期付採用を取り扱うに当たって、将来、民営化するような考え方があってこのような一般任期付職員という形にされた

のではないでしようかね。その点についてまず説明願えますか。

○副議長（渡辺一夫君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

私としては、民間に委託をするという前提で任期付をつくったわけではございません。確かに保育士さんをたくさん抱えることに対する経費的なリスクはございますけれども、子供たちの対応を考えた場合に、保育士さんは多いにこしたことがないというのはもう当然の理でございまして、そういう意味では、子育てをしっかりとしていただける環境づくりのためには、どうしても保育士さんは必要でございます。そういった意味で、定数は定数として、それを超える人々でお手助けをいただきたいということで臨時的にお雇いをしているというのが現況でございまして、そんな中からしっかりと、任期付の方を少しでも高待遇を与えて頑張っていただくということを目途に任期付ということの説明させていただいて、特に、臨時で入っておられる保育士さんには、この任期付職員試験の際には重々事前説明をさせていただいて、5年で最長ですよというのは確認をとりながら試験をさせていただいたという経緯もございまして、民間に委託をすることが前提で考えた職員採用制度ではございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（渡辺一夫君）

脇山伸太郎君。

○4番（脇山伸太郎君）

民間に委託を考えてつくった制度ではないということで、もちろん採用されるに当たって、一般任期付職員の方も、最長5年間ということはわかられていると思っております。

この条例の中の第3条に、「任命権者は、職員を次の次号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる」とあります。(1)の中に「一定の期間内に就業することが見込まれる業務」、これは例えば、一般任期付職員の場合、保育園の場合だったら、一定期間に終了することが見込まれる業務ではないだろうと思われまして。(2)には「一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務」、これは考えられることはあるかと思っております。もちろん、条例をつくられたときに、私たちもその説明は伺っておりましたけれども、例えば、保育士になれば、やはり玄海町の方たちも働いていらっしゃるし、そうい

う方たちが5年間で終わる。先ほど町長の答弁にもありましたけど、これは考え方として、これは公務員法では、任期付職員の再雇用とかそういったところは全くうたっておりませんけれども、保育士さんの、もちろん入れかわり等とかもそれはあつて当然だと思いますけれども、例えば、どうしても町内在住の保育士さん等とかでもっと働きたいと、職場もないから、こうした玄海町の雇用の状況から見てですね。そういった場合、こういった一般任期付職員の再雇用とか、もちろん、それは囑託とかいろいろ考え方はありますけれども、とっぴな考え方かもしれませんけど、そういった方策等とかは今後考えられる予定等とかはないでしょうか。もちろん、この方たちが、例えば一般事務とかなければ、もちろん受けてから役場で働ければそれはそれでいいんですけど、やはりこうした方たちはどうしても特定の業務に携わっている人だと思いますので、その点について答弁願います。

○副議長（渡辺一夫君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

保育士さんに関して言えば、今、もう脇山議員がみずからおっしゃっていただいたとおりの扱いになるというふうに思っております。保育士で入って、いや、もう保育士よりも私は一般事務がいいと言われても、その任用がえというのは大変難しいというふうに思います。

それから、再雇用という意味で申し上げますと、再雇用でまた任期付職員というわけにはまいたらないというふうに思います。再雇用という形が正しいかどうかわかりませんが、任期付が終了して、さらに業務量がどうしても対応できない、臨時で来ていただきたいということは可能かというふうには考えております。

それから、町内のお話をさせていただきましたけれども、現況も、私ども玄海町内の保育士さんが全員玄海町に在住ではございません。そういう意味では、玄海町内だけでは、今の保育士を全部賄うだけの状況になっておりません。その点については、これも先ほど脇山議員から御指摘をいただいたとおりに、今の子供たちや若者たちに、ぜひ保育士を目指す人たちも、しっかりと玄海町で頑張ってくれないかなという気持ちを強く持っていることは正直ここで表明をしておきたいなというふうに思います。

いずれにしても、再雇用という形では、任期付の職員さんを再度任期付にするというのは、状況としては無理だというふうに考えております。

○副議長（渡辺一夫君）

脇山伸太郎君。

○4番（脇山伸太郎君）

保育園の民営化とか、そういったこともいろいろ議会のほうで議論まではあっておりませんが、そういったお話もありましたので、そして保育士の方たちも玄海町の保育園で働くに当たっては、できれば、一般で言う定年ぐらいまで働けるような職場であればそれが一番いいわけですし、ずっと申していますように、やはりこのような雇用関係というか、仕事がない状況ですたいね、そういった状況にあつては、やはり町内で働く人たちのバックアップも考えていくべきじゃないかと思って、先ほど申しましたような考え方に至ってちょっと質問をしたわけでありまして。今のところでは、一般任期付職員も再雇用というのはあり得ないし、今度、あとは特定任期付職員等も、これも今2人いらっしやいまして、1人は3年、1人は今2年ですけれども、これも最高5年だと思えますが、これについても再雇用とかはない、嘱託も、この特定もないと考えてよろしいのでしょうか。

○副議長（渡辺一夫君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

特定任期付職員に関しても、今、議員御指摘をいただいたとおりの最長5年というふうに承知しております。ですから、その場合、再雇用という形をとるような形にはならない、もしくは臨時ですとか、そういう形であれば考え方としてはあると思えますけれども、再度、特定任期付だとか、任期付という形にはなり得ないというふうに考えております。

○副議長（渡辺一夫君）

脇山伸太郎君。

○4番（脇山伸太郎君）

答弁にありましたように、すべて任期付等とか再雇用は、嘱託にしる臨時、もちろん要綱にありますので、それはわかっておりますけれども、任期付職員等とかについては再雇用はないということで、ただ、今3年間で5年間までは大丈夫だから、その5年間の引き延ばしということはあるということで理解したらいいですね。はい。

これは麻生総理大臣のときだったと思えますけど、100年に一度の不景気と言われておりました。私が思うに、1987年のブラックマンデーがあつてから、それから、日本もバブル崩壊に至りました。それから、この二十数年間、全く日本の景気はよくなっていないと思いま

す。これまでも何とか景気とか、国のほうではよくなった期間があったとか言っておりますけど、一般国民にとっては全く景気がよくなった意識はなかろうと思います。そういった状況におきまして、町内でもなかなか仕事につけずに困っている方もいらっしゃいます。これはもう町内だけじゃなくて全国的な規模ですが、できるだけ私としては、玄海町内で生まれた人が玄海町で働いて、亡くなるまでずっと住まれるような、そういった環境づくりも必要じゃないかなと思って質問をいたしました。

これで一般質問を終わります。

○副議長（渡辺一夫君）

以上で脇山伸太郎君の一般質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

午後 2 時 43 分 散会